第2編 災害予防計画

◇◆ 第1章 気象等観測·予報計画 ◇◆

1. 計画の方針

気象等の観測及び予知した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的 活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

2. 計画の内容

(1) 警報レベルを用いた防災情報の提供

警報レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が 発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報 に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 一般の利用に適合する予報及び警報

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する(以下「一般」という。)予報及び警報(以下「予・警報」という。)並びに同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報(以下「気象情報」という。)」の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台と舞鶴海洋気象台が府内の地域を分割して担当し、その区域、防災活動に利用する予・警報及び気象情報(以下「予・警報等」という。)の種類、発表基準その他について定めている。

ア. 予報区

井手町は、「京都府予報警報区域細分表」及び「京都府予報警報区域細分図」 により京都地方気象台が分担する京都府南部(一次細分区域)、山城中部(市町村等 をまとめた地域)に区分されている。

	[\square \text{H} \squ	
一次細分区域名	市町村等を	二次細分区域の名称
9 (MI) 9 (F	まとめた地域	(地区名)
		宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市
京都府南部	山城中部	久世郡(久御山町)
		綴喜郡(井手町・字治田原町)

[京都府予報警報区域細分表]

イ. 特別警報

(ア) 特別警報の種類

特別警報の種類は、次のとおりとする。

a 気象特別警報 (暴風特別警報, 暴風雪特別警報, 大雨特別警報, 大雪特別

警報)

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、 大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる 必要があることを示す警戒レベル5に相当

(イ) 気象警報に含めて行う特別警報

地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)の特別警報は、大雨特別 警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

(ウ) 特別警報の発表基準

特別警報の発表基準は、次のとおりである。

[特別警報基準表]

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨 が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同 程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合
暴風雪、大雪	略

ウ. 警報

(ア) 警報の種類

警報の種類は、次のとおりとする。

a 気象警報 (暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報)

大雨、暴風、暴風雪、大雪による重大な災害が予想される場合の警報 大雨については、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)のように、 特に警戒すべき事項が明記される。

大雨警報 (土砂災害) は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に 相当

b 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

(イ) 気象警報に含めて行う警報

地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)及び浸水の警報は、その 警報事項を気象警報に含めて行われる。

また、既に大雨警報が発表されている状況下で、過去数年で最も土砂災害の起こる可能性が高くなった場合等に「重要変更」と明示し、冒頭及び二次細分区域ごとにその内容を記述する。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報を行う。

(ウ) 警報の発表基準

警報の予報区別発表基準である「警報基準表」は、次のとおりである。

[警報基準表]

発表官署	京都地方気象台				
担当区域		京都府(南部	3)		
市町村等を					
まとめた地域		山城中部			
暴風	平均風速	20 m / s			
暴風雪	平均風速	20m/s 雪	を伴う		
	(浸水害)雨量基準		1 時間雨量50mm		
大 雨 	(土砂災害)土壌雨	可量指数基準	118		
	雨量基準	1時間雨量50mm			
洪水	指定河川洪水	七 海川	1 π ★ ``		
	予報による基準	木津川下流〔	川(文)		
大雪	降雪の深さ	24時間降雪の	深さ15cm		

工. 注意報

(ア) 注意報の種類

注意報の種類は、次のとおりとする。

a 気象注意報 (風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報) 風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

大雨注意報は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

- b その他の気象注意報
 - ①濃霧注意報 濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
 - ②雷 注 意 報 落雷等により災害が起こるおそれあると予想される場合 に、注意を喚起するための予報
 - ③乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、 注意を喚起するための予報
 - ④着雪注意報 着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれが あると予想される場合に、注意を喚起するための予報
 - ⑤霜 注 意 報 早霜、晩霜等により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に注意を喚起するための予報
 - ⑥低温注意報 低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがある

と予想される場合に、注意を喚起するための予報

⑦洪水注意報 大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災

害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起

するための予報

自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

⑧着氷注意報 著しい着氷により通信線や送電線、船体等への被害が生

ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報

⑨融雪注意報 融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生すると予想さ

れる場合に、注意を喚起するための予報

(イ) 気象注意報に含めて行う注意報

地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報、高潮に起因する場合は高潮注意報、津波に起因する場合は津波注意報を行う。

(ウ) 注意報の発表基準

注意報の予報区別発表基準である「注意報基準表」は、次のとおりである。

[注意報基準表]

	[在 心 林 全 干 私]					
発表	官署		京都地方気象台			
担当	区域	京都府(南部)				
市町をまとめ		山城中部				
強	風	平均風速	12 m / s			
風	雪	平均風速	12m/s 雪を伴う			
+	=	雨量基準	1時間雨量30mm			
大	雨	土壤雨量指数基準	92			
		雨量基準	1時間雨量30mm			
洪	水	指定河川洪水予報 による基準 木津川下流〔加茂〕				
大	雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5㎝			
雪田	1	落雷等により被害が	ぶ予想される場合			
濃	霧	視程	100 m			
乾	燥	最小湿度40%で実効	为湿度60%			
常	₹		王著しい被害の発生が予 ℃以下になると予想さ	, , , , , , , , , , , , , , ,		
なだれ ①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又						
低 温 最低気温-4℃以下※2			* * 2			
着	雪	24時間降雪の深さ	5:30cm以上	- 2 °C ~ 2 °C		
言	已録的知	豆時間大雨情報	1時間雨量	90mm		
			-			

- ※1 気温は京都地方気象台の値。
- ※2 気温は京都地方気象台の値。

オ. 注意報・警報の発表、解除

- (ア) 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (4) いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで 継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報 に切替えられる。
- (ウ) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解

除する場合にのみ行う。

(エ) 特別警報が発表された時は、速やかに住民などに周知する。

カ. 予・警報の伝達

- (ア) 注意報・警報は、気象台の様式により伝達される。
- (イ) 注意報・警報の伝達手段及び経路については、「京都府南部予・警報等伝達 経路図」のとおりである。

キ. 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- a 予告的機能 注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当 する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝 えるもの。
- b 補完的機能 注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できな かった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説する もの。
- c 解説的機能 注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわ たる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

気象情報は台風情報の場合を除き、原則として予報区ごとに担当気象台から随時発表し、特に定める場合の他、注意報・警報に準じて取り扱う。

(ア) 台風情報

a 発表

「令和 年台風第 号に関する京都府気象情報」(以下「台風情報」という。)は、京都地方気象台が発表する。

b 内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現況、暴風雨、波浪等の実況及びこれらについての予想並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

c 伝達

台風情報は、定形化された形式により、別に定める「台風情報受報用紙」 (資料編:様式-1)を用いて伝達する。

(4) 大雨(雪)情報

a 発表

大雨(雪)情報は、予報区毎に京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台から発 表する。

b 内容

大雨(雪)情報は、大雨(雪)が予想される気象状況についての注意報・ 警報の予告または補完のために、降雨(雪)の実況及び予測並びに警戒事項 等を報ずる。

c 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

d 伝達

大雨(雪)情報は、定形化された形式により、別に定める「大雨(雪)情

報受報用紙」(資料編:様式-2)を用いて伝達する。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

a 発表

記録的短時間大雨情報は、気象庁が発表する。

b 発表基準

顕著な悪天侯のため、すでに大雨警報が発表されている場合に、あらかじめ選定された雨量観測所のうちいずれかの地点で、1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測したとき、その事実を報ずる。

c意義

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか 観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水 など、重大な災害の引き金となりやすい。特に長雨や一定以上の先行降雨が あった場合に、その危険が大きい。

情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

d 警報が発表されていないとき

警報が未発表のときに基準をこえる雨量が観測されたときは、直ちに警報を発表し、雨量に関する事項は警報文に含めて行う。この場合は、記録的短時間大雨情報の発表は行わない。

e 伝達

記録的短時間大雨情報は、定形化された形式により、別に定める「記録的短時間大雨情報受報用紙」(資料編:様式-3)を用いて伝達する。この情報は格別に緊急を要するものであり、大雨警報発表時には、あらかじめ用紙を準備しておくなどの配慮が必要である。

(工) 土砂災害警戒情報

a 発表

「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村ごとに京都府と京都地方気象台が共同で発表する。

b 内容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、文章を補足する図を報ずる。

c 大雨警報との関係

大雨警報が発表されている状況で、過去数年間で最も土砂災害の起こる可能性が高くなった場合に「重要変更」と明示し、大雨警報を更新してきた(平成19年5月まで)が、この「重要変更」を発展的に解消し、土砂災害警戒情報を発表する。

d 意義

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。

土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土嚢雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去の事例を参考に基準値を定めた。

平成30年に検証対象災害事例(1988年~2015年)、令和2年に検証対象災害

事例(1991年~2018年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

過去の災害が無い5キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、 土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害 警戒情報を発表する。

市町村を発表単位とすることで、市町村長が避難勧告等を発令する時の参 考として利用できる。

(オ) 竜巻注意情報

a 発表

竜巻注意情報は、気象庁が発表する。

b内容

雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しや すい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表する。

c意義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表され ている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激 しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

d 伝達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。

「竜巻注意情報発表例 (例文)]

京都府南部竜巻注意情報 第1号

平成○○年○○月○○日○○時○○分 京都地方気象台発表

京都府南部では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になって います。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近 づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努め てください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

対象地域

京都・亀岡、南丹・京丹波、山城中部、山城南部

(カ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

a 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の 領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌 雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的 に確認することができる。

・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要とさ

れる警戒レベル4に相当。

- ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

b 大雨警報 (浸水害) の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

c 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認 するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

注 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(キ) 早期注意情報 (警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(ク) その他の気象情報

a 標題

その他の気象情報には、対象地域名と現象名を明示して、例えば「京都府南部の長雨に関する気象情報」このような標題を付ける。

b 種類

気象情報の対象とされる現象には、長雨、少雨、低温等がある。

c構成

定形化されていない気象情報は、

①標題 ②発表年月日時 ③発表機関名 ④見出し ⑤本文

により構成される。

d 意義

これらの情報は、次の場合に発表する。

- ①注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、 その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
- ②長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、 かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通 しを解説する必要がある場合

e 伝達

定形化の困難な各種情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確 で迅速な伝達に努める。

[京都地方気象台への照会窓口]

	照 会 事 項	担	. 当課	
1	天気予報及び気象の現況に関すること	技	術	課
2	発表中の注意報・警報に関すること	技	術	課
3	防災気象業務一般に関すること	防災	《業》	答課
4	過去の観測資料・統計資料に関すること	防災	く業剤	务課
5	災害・異常気象の記録に関すること	防災	く業剤	务課

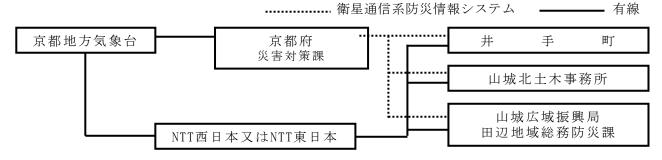
京都地方気象台 技術課 075-841-3008

※-717-8109(衛星通信系防災情報システム)

防災業務課 075-841-3006

(平日のみ) ※-717-8101(衛星通信系防災情報システム)

※ 衛星通信系防災情報システム「地上:8」「衛星:7」を入力



[京都府南部予報警報等伝達経路図(気象業務法第15条)]

(3) 指定河川に対する洪水注意報・警報及び水防警報

ア. 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について気象 庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水予報を発表し一般住民に周知する。

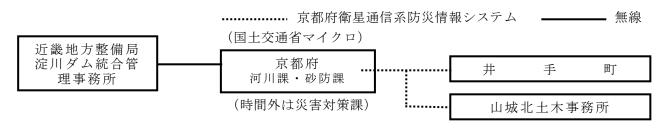
水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を 行う河川及び区域

[洪水予報河川]

河川名	区域	水 位 観測所	洪水予報 発 表 者	水防 団待 機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高水 位
淀川支川 木 津 川 下 流	左岸 木津川市加茂町 山田野田3 右岸 相楽郡和東町大字 木屋町桶渕22の2	加	近畿地方整備局 淀川ダム統合 管理事務所	2.50	4.50	5.90	6.00	9.01
	から幹川合流点まで		大阪管区気象台					

(ア) 洪水予報の通報連絡系統

淀川水系淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川の洪水予報・洪水情報は、 別に定める「淀川水系洪水予報受報用紙」(資料編:様式-4)を用いて次の 経路により伝達する。



[洪水予報伝達経路図 (淀川関係)]

イ. 国土交通省が行う水防警報

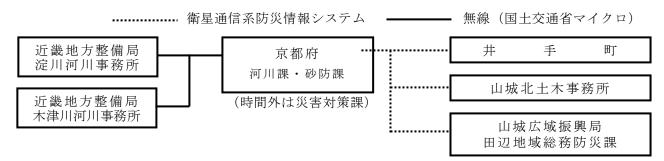
国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。

(ア) 水防法第16条第1項の規定により水防警報を行う河川及び区域(近畿地方整備局)

Γ	水防警報	指定河川	(淀川河川	事務所管内)	- 1
	/IN M/ == +1X		\	1 - 120 1/1	- 1

					対	象	水 位	観	測 所	
河川。	名	区	域	名称	地 名	位	置	警戒 水位	計画高水 位	水防警報 発 令 者
淀川支	Ш	左右岸 相楽郡南山城 村地内(三重県		加茂	木津川市 加茂町船 屋		合流点 8.60km	4.50	9.01	近畿地方整備局 淀川河川事務所 長
木津	Ш	利地内(三 界)から幹 流点まで		岩倉	伊賀市岩倉		合流点 57.40km	6.00	10.50	近畿地方整備局 木津川上流河川 事務所長

水防警報は、別に定める「淀川水防警報・情報用紙」(資料編:様式-5)又は「木津川水防警報受報用紙」(資料編:様式-6)を用いて次の経路により伝達する。



[水防警報伝達経路図 (淀川関係)]

(4) 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第14条の2にもとづく「水防活動の利用に適合する(以下「水防活動用」という。)予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民(公私の団体を含む。以下同じ。)への周知により相応の対策を促すために行う。

ア. 予報区

水防活動用予・警報の予報区については、一般予・警報の場合に準ずる。

イ. 種類

水防活動用予・警報は、次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予・警報の発表をもって代える。

種	類	代替する一般予・警報の種類
水防活動用	気象注意報	大雨注意報
水防活動用	気象警報	大雨警報
水防活動用	洪水注意報	洪水注意報
水防活動用	洪水警報	洪水警報

「水防活動用予・警報の種類]

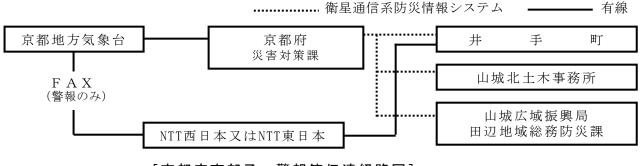
ウ. 伝達

(ア) 用紙

水防活動用予・警報の伝達には、一般予・警報と同一の様式を使用する。

(イ) 伝達

水防活動用予・警報の伝達手段及び伝達経路は、次図「京都府南部水防活動用 予・警報伝達経路図」のとおりである。



[京都府南部予·警報等伝達経路図]

エ. 水防活動に利用する気象情報

一般予・警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次表

左欄のものを水防活動に利用する。

気象情報の伝達には、情報の種類ごとにそれぞれ同表右欄の様式を使用し、伝達の手段及び経路については、水防活動用予・警報の場合に準ずる。

[水防活動に利用する気象情報の種類及び伝達用紙]

気象情報の種類	使用する様式
台風情報	台風情報受報用紙
大雨情報	大雨(雪)情報受報用紙
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報受報用紙
その他水防活動に密接に関連する情報	なし

(5) 各種の気象通報

ア. 鉄道気象通報

気象庁総務部長と鉄道気象連絡会会長との間に交わされた「鉄道気象通報に関する基本協定(昭和63年3月1日)」にもとづき列車、線路等の災害防止のために、京都地方気象台から西日本旅客鉄道株式会社に対し、京都地方鉄道気象通報を行う。

イ. 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」にもとづき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社に対し必要な気象に関する情報を通報する。

ウ. 火災気象通報

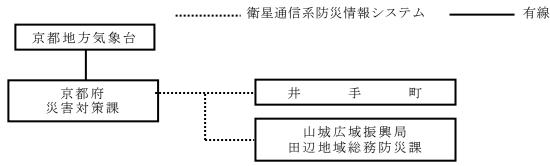
消防法第22条にもとづく、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき の京都地方気象台長から京都府知事への通報の取扱は以下による。

(7) 通報区域

「二次細分区域」単位での通報とする。

(イ) 火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達には、「京都府南部火災気象通報」用紙が使用され、伝達手段及び伝達経路は、次図「京都府南部火災気象通報伝達経路図」のとおりである。



[京都府火災気象通報伝達経路図]

工. 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予・警報並びに気象情報の

うち、農業に関連のある部分およびその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

(ア) 予報区

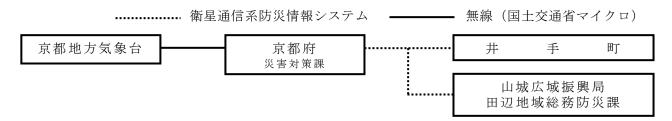
農業気象通報の予報区については、一般予・警報の予報区を適用し、南部は 京都地方気象台が担当する。

(イ) 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年毎に 定める。

(ウ) 農業気象通報の伝達

農業気象通報の伝達手段並びに経路は、次図「京都府南部農業気象通報伝達経路図」のとおりである。

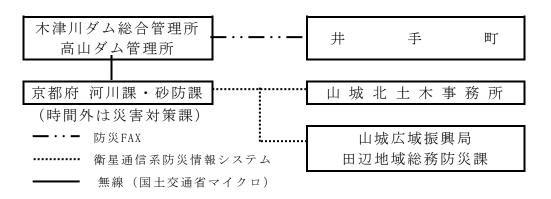


[京都府農業気象通報伝達経路図]

(6) 高山ダム放流連絡

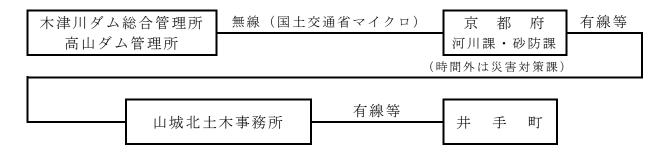
高山ダム放流連絡は、高山ダム放流連絡系統図により、別に定める「高山ダム放流 連絡・受発信紙」(資料編:様式-7)を用いて伝達する。

なお、放流連絡は、木津川ダム総合管理所より放流の1時間前に行われ、本町域における増水は放流後約3~4時間である。



[高山ダム放流連絡系統図]

放流量が $1,000\,\mathrm{m}/\mathrm{s}$ を超えるときは、 $1,000\,\mathrm{m}/\mathrm{s}$ を下廻るまで、日時、ダム流入量、有市水位、加茂水位について 2 時間毎に連絡を行う。



[予備的方法(NTT西日本回線停止時)]

(7) 異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

ア. 発見者の通報

異常な現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は町長に、火災に関する場合は消防機関に、その他の現象の場合は町長又は警察官に通報するものとする。

イ. 警察官の通報

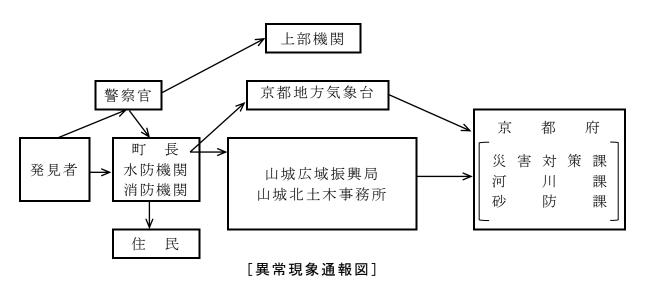
通報を受けた警察官は、直ちに町長及び気象官署並びに上部機関に通報するものとする。

ウ. 町長の通報

ア、イによって通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び山城広域振興局に通報するとともに、住民に対し周知を図るものとする。

エ. 山城広域振興局の通報

ウにより通報を受けた山城広域振興局は、直ちに府(本庁関係課)に通報する ものとする。



(8) 予・警報等の伝達及び周知

ア. 周知徹底の方法

予報警報等の通報を担当する各機関は、あらがじめ定めた方法により関係者及

び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- (ア) 伝達組織を通じて徹底する方法
- (イ) ラジオ放送、テレビ放送による方法
- (ウ) 防災・防犯情報メール、Lアラート(災害情報共有システム)による方法
- (エ) マイク、広報車等を利用する方法
- (オ) サイレン、警鐘等による方法

イ. 通報連絡内容の略符号化

予報警報等の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努める ものとする。

ウ. 通報連絡体制の確立

予報、警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、 常に連絡体制の整備に努めるものとする。

(9) 洪水・土砂災害に関する予報警報等の災害時要配慮者等利用施設への伝達 ア. 浸水想定区域内における要配慮者施設については、洪水時の円滑かつ迅速な避 難の確保が図られるようFAX、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

[浸水想定区域内の要配慮者施設(水防法第15条)]

= 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1	
施設名称	所在地
井手町立老人福祉センター「賀泉苑」	井手町大字多賀小字帽子田26-3
井手町立いづみ人権交流センター	井手町大字井手小字段ノ下37-1
井手町立多賀保育園	井手町大字多賀小字庵垣内63
井手町立いづみ保育園	井手町大字井手小字段ノ下39-2

イ. 土砂災害警戒区域内に要配慮者施設は立地していない。

(10) 雨量の観測

井手町において京都府が設置する雨量観測所は、次のとおりである。

[井手町内の雨量観測所]

所在地	設置場所	観測所名	観測器種類
井手町井手	玉川左岸河川敷 (梅/木原児童公園付近)	井手	テレメーター

(11) 水位の観測

井手町周辺において国土交通省並びに京都府が設置する観測所は次のとおりである。

[井手町周辺の水位観測所 (国土交通省・京都府)]

河川名	観測所名	観測場所	はん濫注意 水位	水防団待機 水位	所 属
木津川	飯岡	京田辺市飯岡	3.50	2.00	淀川河川事務所
玉 川	井 手	井手町大字井手	1.60	0.66	
青谷川	青谷川(山城)	井手町多賀東	2. 20	1.60	山城北土木事務所
南谷川	南谷川	井手町多賀下川	1. 38	0. 58	山城北工小事務別
渋 川	渋 川	井手町下赤田	0.96	0.40	

(12) 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

ア. 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の108雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、土砂災害警戒情報の発表基準を超えた5キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

イ. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府防災・原子力安全課経由で 町防災担当課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで町防災担当課及び 土木事務所へ提供される。

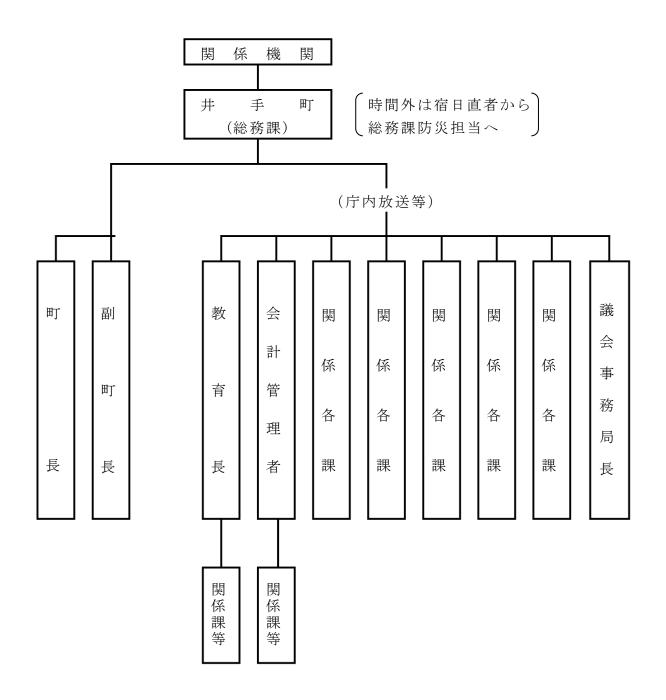
ウ. 土砂災害警戒情報と防災活動

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、京都府砂防課から提供 される5キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示などの参考資料 とする。

3. 役場庁内の連絡通報

○気象予・警報等の伝達

本計画に基づく気象予・警報等の通報を受けたときは、下記により伝達するものとする。



◇◆ 第2章 災害に強いまちづくりの推進 ◇◆

1. 国土の保全整備と都市の防災機能の強化

(1) 基本方針

防災対策の基本は災害予防であり、水害や土砂災害を未然に防ぐための国土保全事業の推進が欠かせない。また、このような水害、土砂災害を引き起こす要因となる無秩序な開発や農地・森林等の荒廃を防ぎ、豊かな自然環境を保全育成することが必要である。

また、既成市街地や住宅団地等においては、災害時における道路、上下水道、公 共施設等の防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止めるとともに、迅速かつ 適切な対策をとる必要がある。

そのため、まちづくりの基本となる「第3次井手町総合計画」、都市計画あるいは農林業地域にかかる諸計画と連携しながら、各種の整備事業において国土保全と 防災機能の強化を取り込んだ事業推進を図る。

(2) 国土保全と自然環境の保全・育成

ア. 開発の抑制・誘導

地震災害、水害等において被害が大きくなると想定される低地等(現況土地利用は主として水田)での大規模な宅地等の開発を抑制し、丘陵・段丘部での開発の誘導を検討する。山地部については森林・自然環境を保全・整備する。

イ.農林業の保全と育成

森林、農地等の持つ土砂流出防備、保水・遊水等の国土保全機能を有効に活用するため、森林の育成、ため池、農用地等の保全整備を推進する。

ウ. 国土保全事業の推進

木津川およびその支流で進められている河川整備事業を積極的に推進するとと もに、急傾斜地の崩壊防止対策、砂防・地すべり防止等の事業を推進する。

(3) 市街地における防災機能の強化

ア. 既成市街地における面的・総合的整備の推進

玉水駅、山城多賀駅、役場庁舎、教育施設等の主要な施設が立地する既成市街地は、住宅の密集する区域でもある。道路・公園等の都市基盤の充実を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化が必要であり、面的・総合的な整備を推進する。

イ. 避難施設等の充実

災害における被害の集中や被害の拡大等が生じるのは人口・施設等の集積する 市街地部分である。既成市街地については、避難地・避難路、避難施設、緊急輸 送路等の災害時に緊急に必要とされる施設は十分といえないため、それらの整備 を推進する。

ウ. ライフラインの防災機能の強化

電気・ガス施設、上下水道施設、通信放送施設等については、防災機能を高め、 災害を未然に防ぐとともに、被災時においては早急な回復が行えるような対策を 施し、災害時におけるライフラインの確保に努める。

2. 災害に対応できる組織・体制づくり

(1) 基本方針

災害時における救助・救出、避難誘導、防火・防災活動等を担うのは住民であり、 地域社会である。そのため、災害に備えた組織・体制の充実を図るとともに、住民 自らが災害から身を守り、あるいは身近な救助活動等を行える災害対応能力の向上 が必要である。

防災組織の育成とともに、防災訓練等を通じた防災意識の高揚などにより、災害 に強い職員・住民の育成を図る。

(2) 防災組織・体制の充実

地域・ブロックを単位とする防災体制づくり

本町は、12の区組織で構成されており、この区組織を基本単位として地域・ブロックを編成し、各地域・ブロック毎に組織・体制づくりを推進するとともに、防災拠点となる施設の整備・充実を図る。

この防災組織は、消防団・自主防災組織を基本とするものであり、これらの組織の整備・育成を推進する。

自主防災組織のない開発住宅地区等については、自主防災組織の形成、資材等の整備について支援する。

(3) 災害に強い職員・住民の育成

ア. 防災訓練等による防災意識の高揚

全町的な防災訓練、地域を単位とする防災訓練を毎年定期的に行い、災害に対する意識の高揚を図る。

防災マップをはじめとして防災に関する広報活動を定期的に行い、住民の防災 意識を喚起する。

イ. 要配慮者に対する援護・救護活動の明確化と徹底

乳幼児や高齢者、障がい者あるいは言葉の通じない外国人など、ハンディキャップを有する人々に対する援護・救護方法を明確にし、ハンディキャップを有することによる被災を防止する。

(4) 防災相互応援協定の締結

災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

◇◆ 第3章 水害予防計画 ◇◆

第1節 河川防災計画

1. 現状

(1) 町内の河川

本町域を流れる河川は、次のとおりである。

[河川一覧表]

種別	河川名	管理者	·/// · 夏 · · · · · · · · · · · · · · · ·	備	考
	木津川	国土交通省	3. 70		·
一級	青谷川	京都府	1. 20		
一級	南谷川	京都府、井手町	6.80	一級 1.95km	普通 4.85km
及び	玉 川	11	6. 10	一級 2.50km	普通 3.60km
普通	渋 川	11	2.55	一級 1.75km	普通 0.80km
	乗 越 川	井手町	2. 15	準用 1.15km	普通 1.00km
	后庵川	11	0.55		
準用	才 田 川	11	1.71	準用 0.61km	普通 1.10km
	川久保川	"	1.63	準用 1.00km	普通 0.63km
	反 田 川	"	0.77		
	新 川	"	1.57		
	前 川	"	1.81		
	蛇谷川	"	1.75		
普通	西田川	"	0.16		
	佃 川	"	0.55		
	坪 井 川	11	0.15		
	清水川	11	2.80		

(資料:国土交通省木津川出張所、京都府山城北土木事務所、建設課)

(2) 改修の概況

国土交通省の管理する木津川は、全流域にわたって整備を図る計画がある。

本町の河川・排水路は、すべてが本町最西端を流れる木津川に注いでいる。この うち、玉川、渋川、南谷川、青谷川はいずれも南山城地方特有の天井川である。

昭和28年(1953年)8月の南山城水害により、玉川、渋川、南谷川等の堤防が決壊したため、大災害を起こした。その後も、台風等による増水時には、才田川、乗越川等も氾濫して、住民に不安をあたえてきた。しかし、現在では、玉川、南谷川、渋川、才田川、乗越川の改修が完了している。

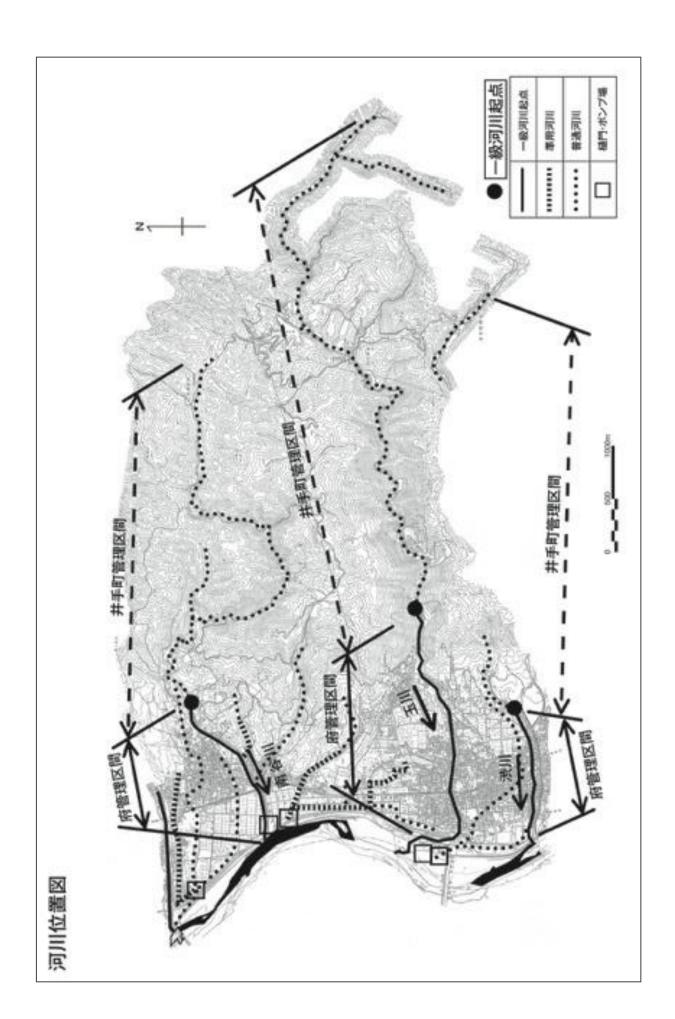
また、今後とも既存水系の保全を原則とした河川・排水路の整備を進めるととも

に、日常的な点検を強化し、維持管理に努めるものとする。

2. 計画の方針

本町内における河川については、平素から万全の予防対策が必要である。

このため国及び京都府の管理河川にあっては完全改修についての早期実現の要請に 努めるものとする。その他の河川にあっては、河川法に基づき計画的に改修計画を定 めて改修する。



第2節 内水対策計画

1. 現状

本町は東部の山地から西部の木津川へ向け傾斜する地形を示し、低地に存在する市街地の排水が木津川へ完全に排除されないという現状にあり、大河川を管理する国土交通省により排水機場の設置等が進められている。

玉川より南の平坦地を流れる清水川等は降雨時により、家屋の浸水、田畑の冠水等が生じていたが、河川の改修、合藪ポンプ場の整備により排水排除問題も解決されている。

このほか、上ノ浜樋門、下ノ浜樋門、鐘付樋門の整備が行われ、流入する川久保川などの改修も進められている。

2. 計画の方針

都市下水路及び排水施設等の整備を行い、内水問題の解消に努める。

3. 計画の内容

(1) 都市下水路等の整備計画

ア. 都市下水路及び河川の拡幅と護岸工事を実施する。

イ. 都市下水路等の点検を随時実施し、損傷箇所を発見した場合は早急に改修する。

(2) 排水施設の整備計画

今後は、多賀北部地域の内水排除問題を解決するため、関係する河川の整備など に努める。

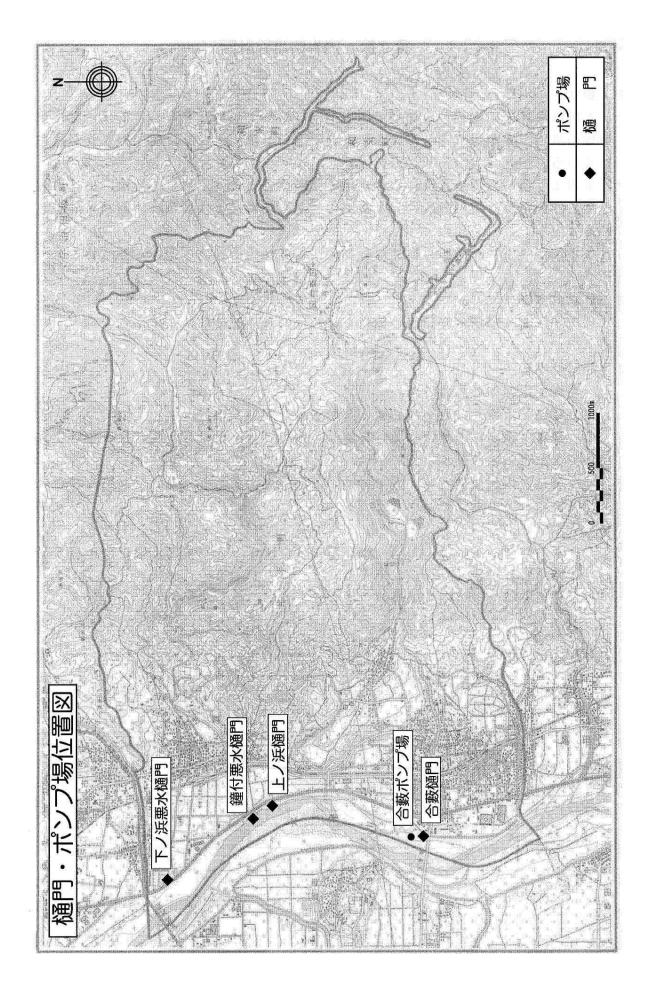
- (3) 排水樋門の管理
 - ア. 管理者は、出水時に閉鎖の操作が完全にできるよう常に点検を行い、損傷箇所 を発見した場合は早急に改修する。
 - イ. 管理者は、樋門内及び周囲の清掃を行う。

[用排水樋門一覧表]

名	称	位	置	管理者
下ノ浜悪	水樋門	大字多賀	小字下ノ浜	国土交通省
鐘付悪水	(樋門	大字多賀	小字鐘付	IJ
上ノ浜樋	手	大字多賀	小字上ノ浜	"
合藪樋門]	大字井手	小字合藪	IJ.

[ポンプ場一覧表]

名	称	位	置	管理者
合藪ポ	ンプ場	大字井手/	小字合藪43	井手町



◇◆ 第4章 土砂災害対策計画 ◇◆

第1節 土砂災害情報及び警戒避難体制

1. 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、以下の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が指定されている。

1 有 2 平 3 平 4 上 5 上	区域の名称 王谷川 (さ006) 左ヶ谷 1 (さ006-2) 左ヶ谷 2 (さ006-3) 二平ヶ谷 1 (さ502) 二平ヶ谷 2 (さ502-2)	自然現象の種類土 石 流土 石 流土 石 流土 石 流土 石 流	指定年月日 H20.3.28 H20.3.28 H20.3.28	指定区域の種類 警戒区域 警戒区域
2 平 3 平 4 上 5 上	プァ谷1(さ006-2) プァ谷2(さ006-3) ニ平ヶ谷1(さ502)	土 石 流 土 石 流	H 20.3.28	
3 平 4 上 5 上	^Z ヶ谷2(さ006-3) ニ平ヶ谷1(さ502)	土 石 流		警戒区域
4 5 上	ニ平ヶ谷1 (さ502)		H 20 3 28	
5 上		十 石 流	1120.0.20	警戒区域
	ニ平ヶ谷2(さ502-2)		H 20.3.28	警戒区域
6 稲	= , ,	土 石 流	H 20.3.28	警戒区域
	甾葉1(新さ2005)	土 石 流	H 20.3.28	警戒区域
7 稲	甾葉2(新さ2006)	土 石 流	H20.3.28	警戒区域
8 稲	í葉3(新さ2006-2)	土 石 流	H20.3.28	警戒区域
9 稲	甾葉4(新さ2006-3)	土 石 流	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
10 平	^五 ヶ谷3(新さ2008)	土 石 流	H20.3.28	警戒区域
11 平	^工 ヶ谷4(新さ2008-2)	土 石 流	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
12 上	ニ平ヶ谷3 (新さ2009)	土 石 流	H 20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
13 上	ニ平ヶ谷4 (新さ2010)	土 石 流	H20.3.28	警戒区域
14 上	ニ平ヶ谷5 (新さ2010-2)	土 石 流	H20.3.28	警戒区域
15 有	耳王A (さ1006)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
16 有	耳 王B(さ2008)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
17 稲	í葉A(さ2008-2)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
18 有	耳王C (さ2008-3)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
19 南	両有王(さ2008-4)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
20 平	^工 ヶ谷A(さ2008-5)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
21 平	^工 ヶ谷B(さ2008-6)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
22 平	^工 ヶ谷C(さ2008-7)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
23 平	^Z ヶ谷D(さ2008-8)	急傾斜地の崩壊	H20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
24 上	ニ平ヶ谷A(さ2008-9)	急傾斜地の崩壊	H 20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
25 上	ニ平ヶ谷B(さ2008-10)	急傾斜地の崩壊	H 20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
26 上	ニヶ谷C(さ2008-11)	急傾斜地の崩壊	H 20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
27 上	ニヶ谷D(さ2008-12)	急傾斜地の崩壊	H 20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
28 有	頁王D (さ3003)	急傾斜地の崩壊	H 20.3.28	警戒区域/特別警戒区域
29 蛇	 控谷川(さ001)	土 石 流	H21.3.23	警戒区域

番号	区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
30	北赤坂(さ002)	土 石 流	H21.3.23	警戒区域
31	宮ノ後(さ003)	土 石 流	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
32	玉津岡川1 (さ004)	土 石 流	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
33	玉津岡川2 (さ004)	土 石 流	H21.3.23	警戒区域
34	庵垣内(新さ1001)	土 石 流	H21.3.23	警戒区域
35	天王山(さ1001)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
36	茶臼塚(さ2001)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
37	墓ノ平(さ2002)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
38	小払(さ2002-2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
39	谷村(さ2003)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
40	蛇谷(さ2004)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
41	高橋(さ2005)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
42	穴虫(さ2005-2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
43	安堵山(さ2006)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
44	平山 (さ1002)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
45	玉ノ井 (さ1003)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
46	清水(さ1004)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
47	東垣内A(さ1005)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
48	東垣内B(さ1005-2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
49	下赤田A(さ2007)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域
50	下赤田B(さ2007-2)	急傾斜地の崩壊	H21.3.23	警戒区域/特別警戒区域

(令和2年3月現在 公表分)

※番号は、P2-26「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」中の番号に対応

町の区域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が 住民から寄せられたときは、府と連携して被害状況を把握し、情報伝達・共有を図る。

2. 土砂災害における警戒避難体制

町が土砂による被害を受ける恐れのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。

(1) 警戒または避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、警戒避難基準等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他 の危険な兆候が認められた場合には、自主的な判断によって避難するよう住民を指導 することが大切である。

(2) 適切な避難場所

避難場所及び避難路の選定に当たっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等(以下「急傾斜地の崩壊等」という。)の土砂災害を受ける恐れのない場所及び洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所を選定する。

設定した避難場所、避難経路及び情報伝達経路等は、町地域防災計画に記載すると ともに、土砂災害ハザードマップ等を作成して住民に対し周知徹底を図る。

(3) 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。

(4) 防災知識の普及及び防災活動の実施

町は、町防災関係職員や住民に対して、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を 実施するよう努める。

(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画(避難確保計画)を作成し、避難訓練を実施する。

3. 土砂災害警戒情報および土砂災害監視システム

(1) 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

町は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。

(2) 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、以下のとおりとする。

- 1 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて 監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府 建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。
- 2 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しない と予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわ らず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、京都府 建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

(3) 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。

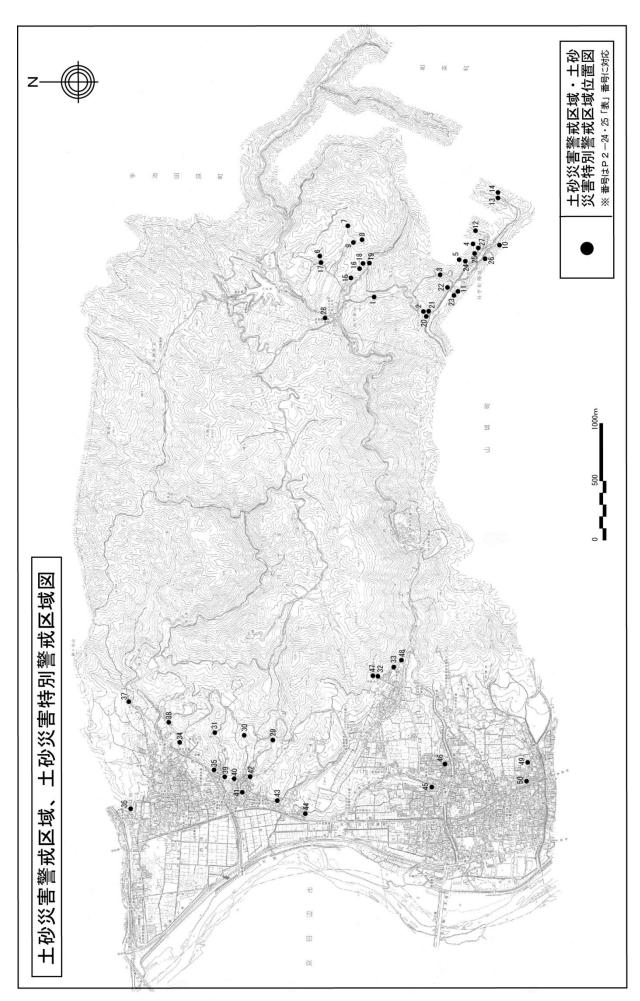
(4) 留意点

土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

1 十砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能で

ある表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊 とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等 については対象としない。

2 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等 を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定 するものではない。



第2節 砂防事業計画

1. 現状

本町の東部山間地の地質は第三紀層が多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊による土砂等の災害を受けやすい。

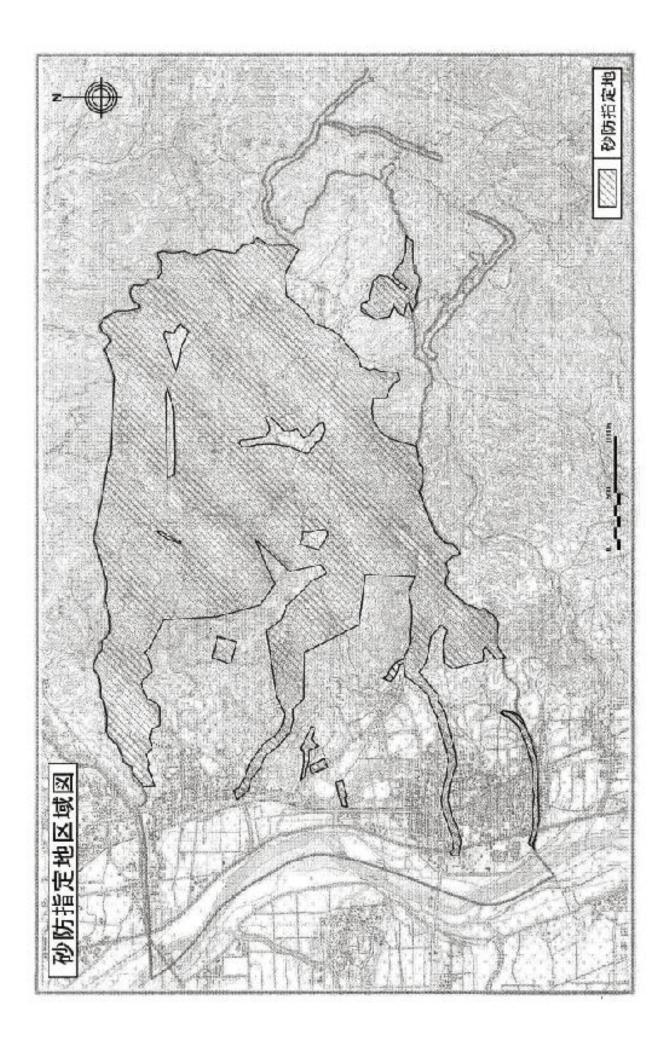
[砂防法指定区域一覧表]

渓流名	告示年月日	告示番号	面指定	線指定	面指定面積 (ha)	線指定面積 (ha)
面指定	M33. 9.21	内86	字		40.44	
面指定	M33. 9.21	内87	字		35.07	
面指定	M39. 4.16	内40	字		14. 10	
面指定	M41. 4.22	内40	字		207.66	
面指定	T5.5.6	内26	字		40.66	
面指定	T6.5.7	内35	字		129.21	
面指定	T6.7.9	内45	字		197.88	
面指定	T 9 . 10. 4	内82	字		81.46	
面指定	T11. 1.18	内11	地番		7.38	
澁川	S 9 . 7 . 26	内369		各25m,河川敷		5. 31
青谷川	S12. 7.13	内455		河川敷		3. 50
西田川	S23. 6.30	総135		標柱,河川敷		0.78
才田川	S23. 6.30	総135		各20m		0.58
玉川	S25. 4.14	建175		河川敷他		2.04
玉川	S26. 3.26	建161		河川敷		3. 68
才田川	S27. 7.11	建938	地番	河川敷	0.29	0.45
玉川	S33. 11. 11	建1967		官民界左30m,河川敷		9. 48
蛇谷川	S41. 9 . 9	建3122		各30m		10.63
南谷川	S44. 1.16	建25	字		61.56	
玉川	S52. 5.17	建808	地番		23.81	
蛇谷川	H1.1.23	建97		標柱		0.08
蛇谷川	НЗ.2.19	建219		標柱		14. 67
玉津岡川	Н5.8.12	建1694		標柱		0.27
有王谷川	Н8.3.15	建650		各30m		0.90
有王谷川	Н9.6.11	建1304		各15m		0.77
玉津岡川	Н9.6.11	建1304		標柱		0.65
渋川	Н14.5.8	国370		標柱		0.44

(資料:京都府砂防課)

2. 計画の方針

関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、第9次治水事業五箇年計画に基づき、 水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮し、既に荒廃しており又は今後なお増 大するところや、将来そのおそれのあるところを重点に砂防事業を推進している。



第3節 土石流対策計画

1. 現状

土石流災害は、一見安定した平穏な渓流において異常な集中豪雨により渓流に堆積 している土砂が流水と一体となって両岸を削り取りながら流下し、下流の人家集落に 多量の土砂を堆積させるため、大災害を起こす例が多い。

2. 計画の方針

京都府は、近年頻発する集中豪雨等により浸水被害や土砂災害等に対して、社会資本総合整備計画によりハード・ソフトー体となった総合的な対策を進めることにより、府民の安心・安全で快適な生活環境を確保する。

本町に、土砂災害警戒情報が発表されたときは、町は、警戒避難体制を確立し、住 民に対して避難勧告等を発表する。

[土石流危険渓流一覧表]

					流域	氾濫区			保全対象			
渓流番号	水系	河川名	渓流名	所在地 (字名)	面積 ha	域面積 ㎡	人口	人家 戸数	公共施設等			
さ001	淀川	南谷川	蛇谷川	蛇谷	0.49	22, 786	48	17				
さ002	淀川	南谷川	蛇谷川	蛇谷	0.08	20,731	48	17				
さ003	淀川	南谷川	后庵川	宮ノ後	0.40	22, 497	56	20				
さ004	淀川	玉川	玉津岡川	中垣内	0.05	42, 461	109	39	上井手公民館			
さ006	淀川	木津川	有王谷川	田村新田			6	2	井手小学校有王分校			
新さ1001	淀川	南谷川		天王山	0.02	14,879	0	0	多賀保育園			
さ502	淀川	木津川	井手谷	平ヶ谷	0.03	3,619	3	1				
新さ2005	淀川	玉川		稲葉	0.03	4,937	3	1				
新さ2006	淀川	玉川		稲葉	0.13	7,924	3	1				
新さ2008	淀川	天神川		平ヶ谷	0.01	2,926	3	1				
新さ2009	淀川	天神川		上平ヶ谷	0.06	3,619	6	2				
新さ2010	淀川	天神川		上平ヶ谷	0.25	10, 238	6	2				
さ005	淀川	玉川	東垣内谷	東垣内	0.07	27,822	11	4				

(資料:京都府山城北土木事務所)

第4節 急傾斜地崩壊対策計画

1. 現状

本町において、急傾斜地(傾斜度30度以上高さ5m以上のもの)で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所を以下に示す。

[急傾斜地崩壊危険箇所一覧表]

	[芯陨杯吃朋级危候自用						見払」			
		位置 地形要因 保全対象		全対象						
箇 所 番) 所	大	小	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	傾斜度	幅や	人口	人家戸数	公共施設等	斜面 の 区分
号	名	字	字	(m)	(度)	(m)	(人)	(戸)		
さ1001	宮ノ後	多賀	宮ノ後	60	30	10	22	8		自然
さ1002	平山	井手	平山	80	40	<u>6</u>	14	5		人工
さ1003	玉ノ井	井手	玉ノ井	140	30	18	11	4	保育園、公民館	自然
さ1004	清水 1	井手	清水	170	30	9	22	8		自然
さ1006	有王	田村新田	有王	100	35	31	6	2	小学校分校	自然
さ1005	東垣内	井手	東垣内	70	45	38	3	1		自然
さ2001	茶臼塚	多賀	茶臼塚	200	30	16	11	4		自然
さ2002	墓ヶ平	多賀	墓ヶ平	60	30	11	3	1		自然
さ2003	谷村	多賀	谷村	120	30	9	8	3		自然
さ2004	北赤坂	多賀	北赤坂	200	30	12	11	4		自然
さ2005	栗岡	多賀	栗岡	120	30	10	8	3		自然
さ2006	安堵山	多賀	安堵山	190	30	10	11	4		自然
さ2007	下赤田Ⅱ	井手	下赤田	80	30	9	3	1		自然
さ2008	稲葉	田村新田	稲葉	80	30	33	3	1		自然
さ2009	南才田	多賀	南才田	130	30	38	3	1		自然
さ3003	片原山	多賀	片原山	60	30	28	0	0		自然

(資料:京都府山城北土木事務所)

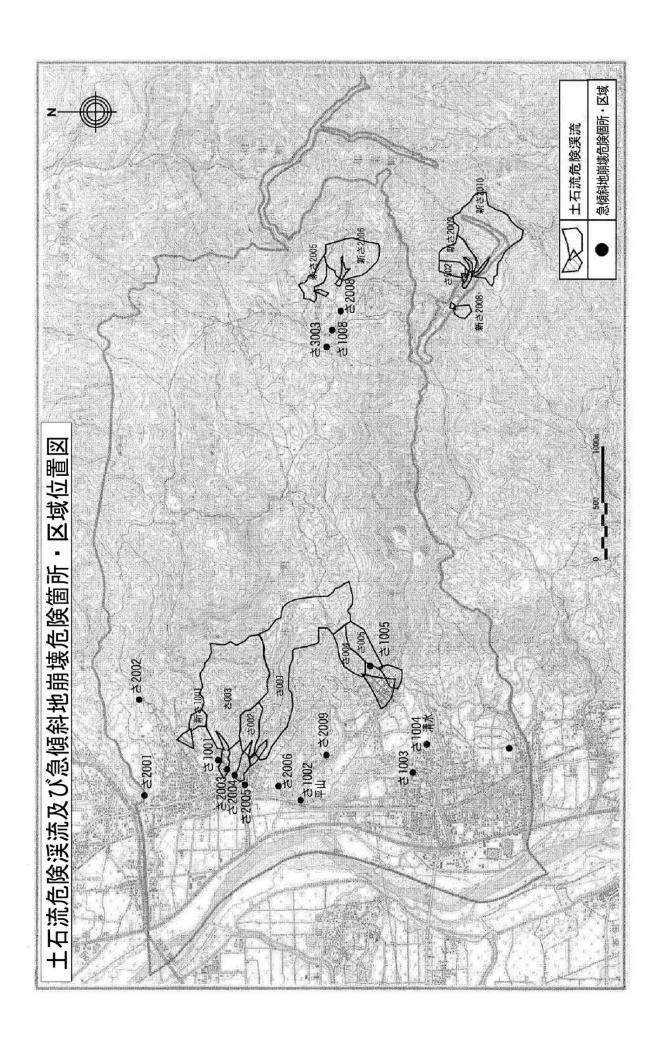
[急傾斜地崩壊危険区域一覧表]

危険区	区域名	所在地		所在地		所在地 指定年次		告示年月日	告示番号
清	水	清 水		清 水 平17 0.43		H 17. 3.18	第161号		
平	Щ	平	山	平17	0.34	H 17. 12. 29	第646号		

(H22.3.31現在)

2. 計画の方針

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、雨量等の情報の収集伝達を行い、急傾斜地の崩壊による災害を防止するための避難体制を確立する。



第5節 治山施設防災計画

1. 現状

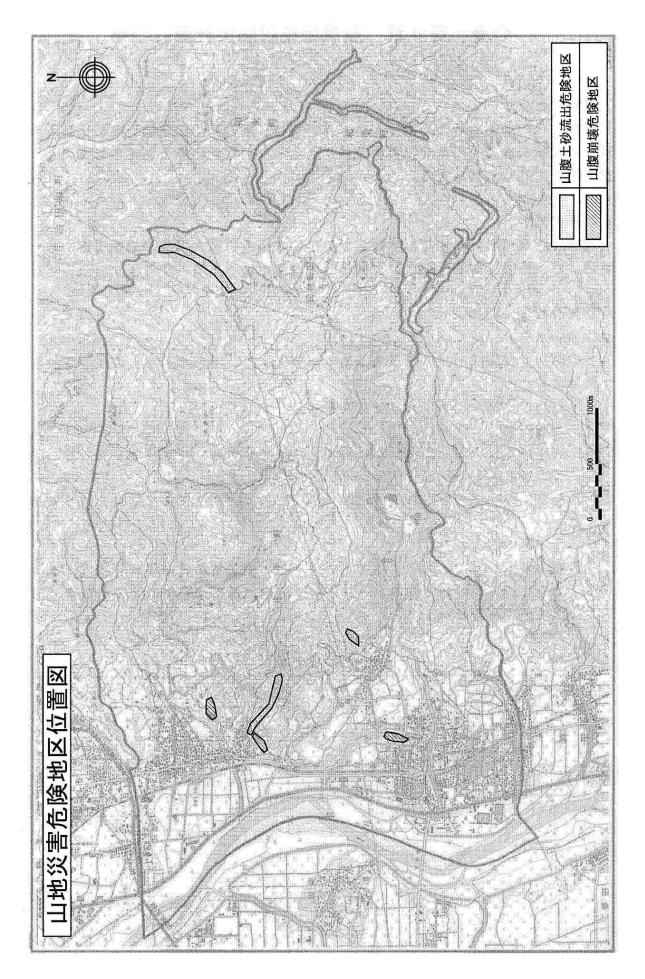
本町における山林面積は、9.7k㎡であり、山腹崩壊により、官公署、学校、道路等の公用若しくは公共用施設又は人家に直接被害を与えるおそれのある危険地を以下に示す。

[山地災害危険地区一覧表]

山地災害危険地区	箇所数
山腹崩壊危険地区	1 箇所
崩壊土砂流出危険地区	3 箇所

2. 計画の方針

山林の防災機能を高め、生活環境の保全のため地域の防災施設の計画的な整備を進め、災害の防止に努める。



◇◆ 第5章 農業用施設防災計画◇◆

1. 現状

現在、町内にある各ため池は、洪水吐き、堤体、樋管等の諸施設が老朽化し、あるいはその規模、構造等が最近の気象条件に適合しないなどの場合が見られており、補強対策等を講じる必要がある。

2. 計画の方針

豪雨、洪水等災害発生時を予想し、危険となるものを重点に順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害防止の万全を図るものとする。

3. 計画の内容

(1) 補助事業

国庫補助事業ならびに府単独補助事業等により、老朽ため池その他の施設の補強 整備に努める。

- (2) 本町及び土地改良区における計画事項
 - ア. ソフト対策
 - (ア) 農業用施設の定期点検

農業用施設の防災を図るため、特にため池については、定期的に点検調査の 実施に努め、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるととも に、豪雨が予想される際に事前に排水操作を徹底することにより、日常管理と 緊急時の必要な処置が行えるよう努める。

(イ) ハザードマップ (安心・安全マップ) 等

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ(安心・安全マップ)の整備普及を図る。

特に、決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、 ため池のハザードマップ(安心・安全マップ)の普及を進める。

なお、作成したハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共 有する等公表に努める。

イ. 大雨、洪水対策

- (ア) ため池
 - a 巡視による異常事態の早期発見と通報連絡体制の充実、草刈りの励行
 - b 斜樋、底樋の排水整備の点検整備
 - c 堤体の応急補強
 - d 洪水叶き及び下流放水路障害物の除去
 - e 不用貯水の排除及び事前放流
- (4) 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート(角落し方式のものを含む。)の整捕 点検と操作の演習を行い、洪水時の出水の円滑な流下を図り、破堤による災害 を防止する。

(ウ) 用排水路

- a しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- b 水路中の各種ゲートの整備点検操作を的確に行うこと
- (エ) 用排水機場 (ポンプ)
 - a 原動機ポンプ及び附帯設備の点検、整備試運転を行い非常時に備える
 - b 揚水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(オ) 農道

a 路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ清掃 ウ. 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視、点検調査を実施し、事故の発生するおそれがある危険箇所については速やかに事故防止の 適切な措置を講じる。

[ため池一覧]

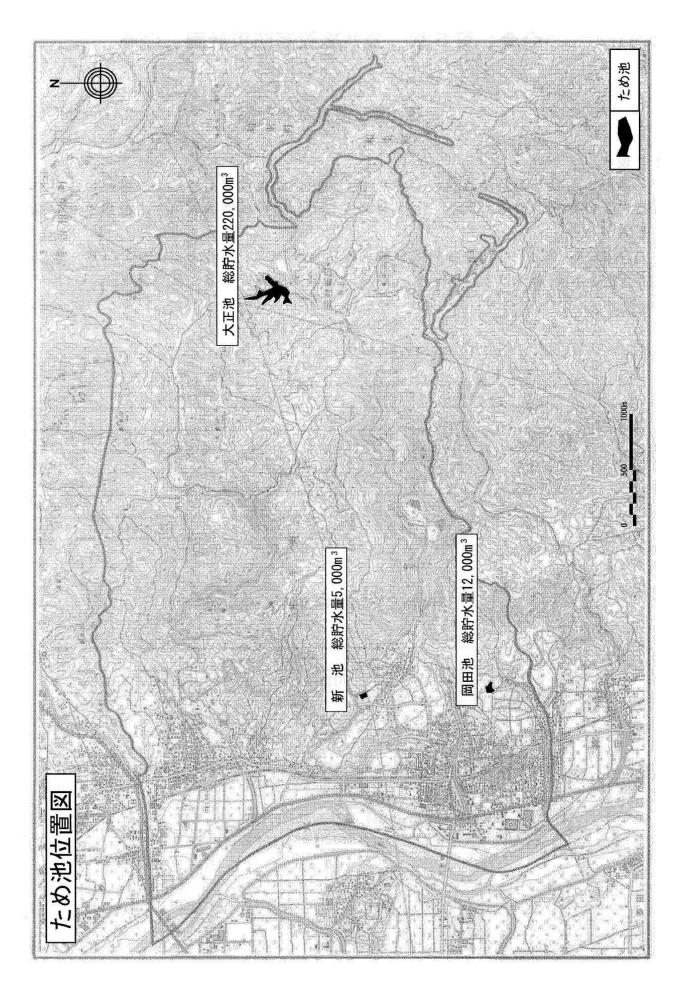
NO.	名 称	所 在 地	総貯水量	管 理 者
1	大正池 大字多賀小字一ノ谷		230, 000 m ³	井手土地改良区
2	新池 大字井手小字二本松		5,000 m ³	新田田護係
3	岡田池	大字井手小字岡田	18,000 m ³	植田水利組合

(資料:産業環境課)

工. 地震対策

農地や農業用施設の一次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底する。農業 用施設(コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等)については、常に その亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにして おく。

地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行う。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に二次災害を与える恐れのある場合は耐震性を 考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用について検討する。



◇◆ 第6章 公共施設等防災計画 ◇◆

第1節 道路防災計画

1. 現状

本町における道路は次表のとおりで、特に山間部及び河川沿いの道路においては災害を受けやすい状態にある。この対策として、道路整備計画による改良事業を進める必要がある。

なお、国道24号は、京都府緊急輸送道路ネットワーク計画により、第1次緊急輸送 道路に位置づけられており、重点的な保守管理を行う必要がある。

[道路状況一覧表]

(平成28年1月1日現在)

種	別	管理者	実 延 長	舗装実延長	未舗装実延長	舗装率
国道	24号	国土交通省	3,719 m	3,719m	_	100.0%
	和東井手線	京都府	8,952.6 m	8, 952.6m	_	100.0%
	上狛城陽線	IJ	5, 173.5 m	5, 173.5 m	_	100.0%
府道	生駒井手線	IJ	435.1m	435.1m	_	100.0%
	小 計	_	14, 536. 3 m	14,536.3m	_	100.0%
町道	486路線	井手町	144, 739 m	73, 555 m	71, 184 m	50.82%

(資料:京都国道事務所、京都府道路管理課、建設課)

[国道及び府道の橋梁状況一覧表]

道路種別		橋梁名 (橋長)			
国道	24 号	多賀橋(17.0m),玉川橋(21.6m),無名橋(4.0m),無名橋(6.0m)			
	和東井手線	大正池 5 号(11.5m),大正池 4 号(11.0m),大正池 3 号(13.0m), 大正池 2 号(10.0m),大正池 1 号(12.5m),御門橋(15.0m),田村橋(5.6m),有王橋(11.4m),山吹橋(11.9m),株山橋(18.1m), 井手跨線橋(27.5m)			
府道	上狛城陽線	渋川跨線橋(4.5m),清水橋(2.4m),上玉川橋(18.7m),玉水跨線橋(14.5m),川久保橋(2.5m),佃橋(2.9m),高橋(3.9m),上高橋(10.5m),山川橋(2.4m),才田川橋(2.4m),出合橋(16.6m),青谷川橋(19.5m)			
	生駒井手線	玉水橋(474.5m),下玉川橋(25.3m)			

(資料:京都国道事務所、京都府道路管理課)

[町道の橋梁状況一覧表]

(平成28年1月1日現在)

区分						内		訳
項目	木橋	永久橋	(うち石橋)	計	交通不能橋	木橋	永久橋	石橋
橋 数	3	82	(1)	85	20	3	17	(1)
延長(m)	15	598	(3)	613	1			

(資料:建設課)

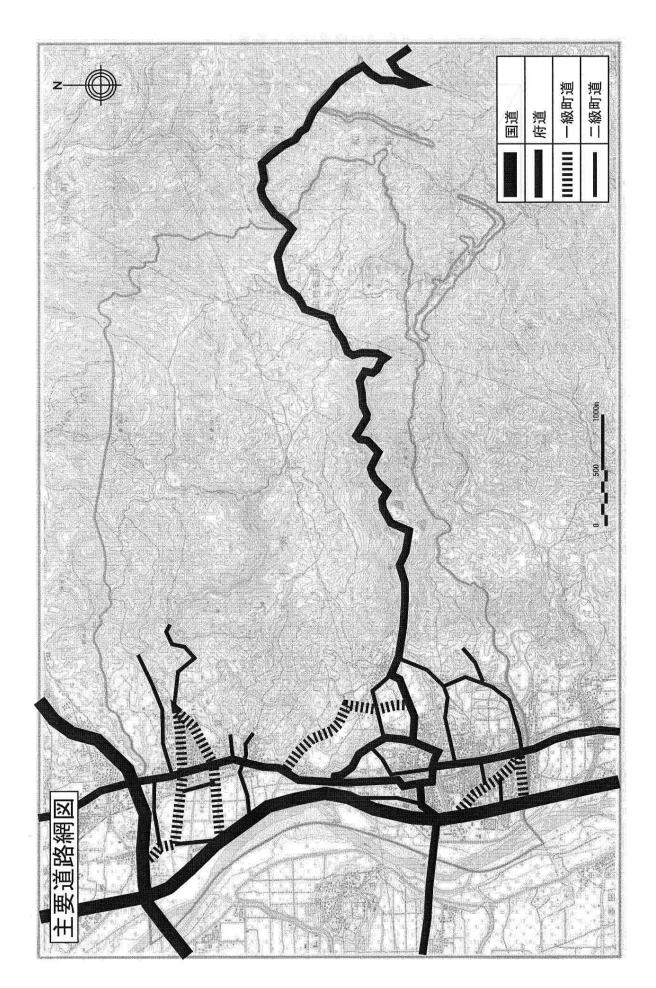
2. 計画の方針

道路整備計画等により、災害防止対策について定める。

3. 計画の内容

○道路改良事業の推進

将来における道路改良事業においては、災害発生時における防災活動、道路網の設定、交通実態の把握及び被災区域等の現状把握を行い、危険箇所の改良事業、防災事業等について計画的に推進を図るものとする。



第2節 建造物等防災計画

2-1 建築物防災計画

1. 現状

本町の中心市街地をはじめとする既成市街地域は、住宅密集地域であるとともに、 木造住宅の集中する地域で、耐震性、耐火性等の防災性能に問題を抱えているものが 少なくない。

2. 計画の方針

建築物等の耐震性能や耐火性能の向上を図ることにより、震災時や火災時における被害を最小限度に食い止めることは可能である。そのため、災害時の避難所や救急活動の拠点となる公共建築物をはじめとして建築物の安全性の向上に努める。

3. 計画の内容

(1) 公共建築物等の安全性の向上

災害時において、災害救助活動の拠点となる庁舎及び避難場所として使用する学校、公民館等の公共建築物が安全であるように、計画的に耐震診断、防災診断を行い、必要に応じ、適切な改修に努めるものとする。また、病院、救護施設、その他不特定多数の者が利用する特定施設についても計画的に耐震診断、防災診断の指導を行い、耐震性能、防災性能の向上に努める。

(2) 一般建築物の安全性の向上

一般建築物についても、その財産保全と居住者等の生命の安全を図るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修の促進を図るとともに、中心市街地等の住宅密集地においては、道路、公園等の都市基盤と一体的な面的整備を図る。

(3) 工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、その実態把握を行うとともに、施工技術の向上、住民への啓発、既存塀の補強、改修指導等を行う一方、宅地の緑化を図るため新しい住宅については生垣の奨励を進める。また、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスターおよび広報による住民へのPRを行う。

自動販売機については、設置者に対し、倒壊防止のための対策をとるよう指導する。

建築物の外装材(屋根瓦、外壁、窓等)、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、改修補強等を指導する。

(4) 宅地防災への対応

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため都市計画法による開発許可制度等の防災マニュアルを活用し、宅地災害の防止のための技術的指導を進めている。

今後、大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。また、がけ地の崩壊による危険が著しい住宅については移転を推進する。

2-2 文化財災害予防計画

1. 現状

町内にある指定文化財のうち建造物及び美術工芸品等で指定されているものは下表のとおりである。自動火災報知機、消火器の設備が備わっているものもあるが、設備のないものもあるのが現状である。

町内においては、今のところ重要文化的景観又は府選定文化的景観の選定はない。

文 化 財 名 区 分 畤 代 防災施設 所 在 地 府指定 高神社 本殿 1 棟 (S58, 4, 15指定) 桃山 自動火災報知器 (慶長9年) 消火器 建造物 大字多賀小字天王山1番地 府登録 玉津岡神社 本殿 1 棟 (S59, 4, 14 登録) 江戸 自動火災報知器 建造物 末社大神宮社 1 棟 (S59. 4. 14登録) 江戸 消火器 大字井手小字東垣内63番地 府登録 木造獅子頭(高神社、S59.4.14登録) 鎌倉 彫刻 大字多賀小字天王山1番地 高神社文書(5通)4巻、一通(S59.4.14指定) 府指定 鎌倉~江戸 古文書 大字多賀小字天王山1番地 町指定 消火器 平山古墳出土品 古墳時代後期 5 | 考古資料 | (井手町教育委員会歴史民俗資料室に保管) 大字井手小字二本松 2-1

[文化財一覧表]

(資料:教育委員会)

2. 計画の方針

文化財が貴重な国民的財産であることにかんがみ、これを公共のために保存することが特に必要であるので、文化財に関する防災業務の実施に当たっては、特に災害の予防に重点をおくものとする。

3. 計画の内容

(1) 文化財保護対策

文化財の所有者又は管理団体に対する防災の組織、災害時における防災の方法等

文化財の防災措置の指導を徹底する。

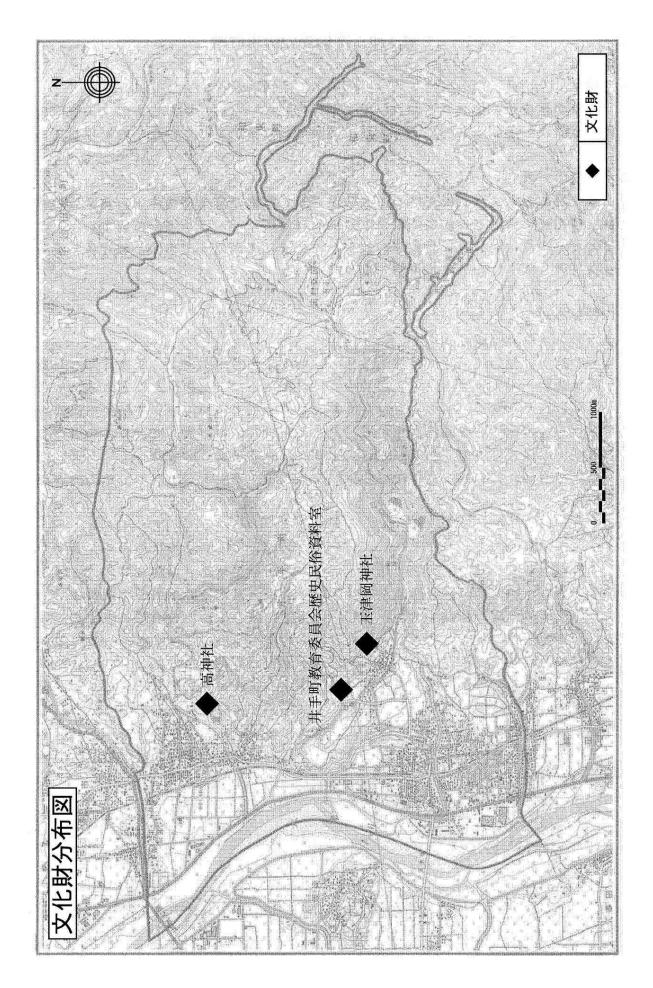
災害時における文化財の避難搬出について施設に応じた詳細な計画作成の指導を 行う。

文化財防火デー等の行事に種々の訓練を行う。

消防機関と文化財の防火に関係ある機関との連絡、協力体制を確立する。

(2) 補助金及び融資の活用

文化財の防災事業に関する補助制度、融資制度を活用し、施設・設備の整備・充 実に努める。



第3節 学校等の防災計画

1. 現状

本町の学校その他教育機関(以下「学校等」という。)においては、災害時の避難 体制は確立しているものの、災害時の防災計画は策定されていないのが現状である。

2. 計画の方針

学校等においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

3. 計画の内容

(1) 防災体制の整備

学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、町の災害対策関係部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等(以下「児童生徒等」という。)の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

ア. 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員等の安全意識を高め、適切な安全 指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害時における体制につ いては、学校等が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職 員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、教育委員会、町の災害対策関係部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

イ. 児童生徒等の安全確保のための教職員対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情を考慮し、次の事項に ついて定める。

- (ア) 発災時の教職員の対応方策
 - ○在校時
 - ○学校等外の諸活動
 - ○登下校時
 - ○夜間、休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

- (4) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策
- (ウ) 施設・設備の被災状況の点検等

ウ. 避難所としての運営方法

町の災害対策関係職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を定めておく。また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 施設・設備等の災害予防対策

ア. 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

イ. 防災機能の整備

(ア) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、 避難器具、誘導灯及び誘導標識灯の避難設備をはじめ必要な施設・設備の整備 を促進する。

(イ) 避難所としての機能整備

災害時には、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上 を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

ウ. 設備・備品の安全対策

災害時における設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

(3) 防災訓練の実施

町は、学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

(4) 教育活動への配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに 配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識 の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地 域住民等の関係者と調整を図るものとする。

府及び町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の 教育活動に十分配慮するものとする。

第4節 ライフライン等防災計画

4-1 電気施設防災計画

関西電力送配電株式会社防災業務計画に基づき、防災事業の推進、災害発生時の応急 復旧に必要な体制等を整備する。

1. 水害対策

(1)送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(2)変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

2. 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3. 雷害対策

(1)送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により 雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2)変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3)配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

4-2 ガス施設防災計画

1. 現状

本町において、ガスが集中管理され家庭に供給されている地区は、上井手地区であり、ガス施設の管理は、京都やましろ農業協同組合が行っている。

2. 計画の方針

ガス施設の被災については、京都やましろ農業協同組合が定める防災業務計画に基づき応急対策等が行われるものであり、本町及び関係機関と連携のもと、情報の収集、伝達、広報等の防災体制の整備に努めるものとする。

4-3 上水道施設防災計画

1. 現状

本町の飲料水は、井手地区については上水道で、多賀地区については簡易水道で供給している。

上水道施設については、これまで、飲料水供給に支障のないよう拡充を行ってきた。 また、簡易水道についても、安定した供給が行える状況となっている。

2. 計画の方針

導送配水管については、地震時の被害が予想されることから、石綿管及び老朽化した送配水管の敷設替え、継手の防護等を推進するとともに、管路のループ化等災害に強い構造の整備についても検討する。

4-4 下水道施設防災計画

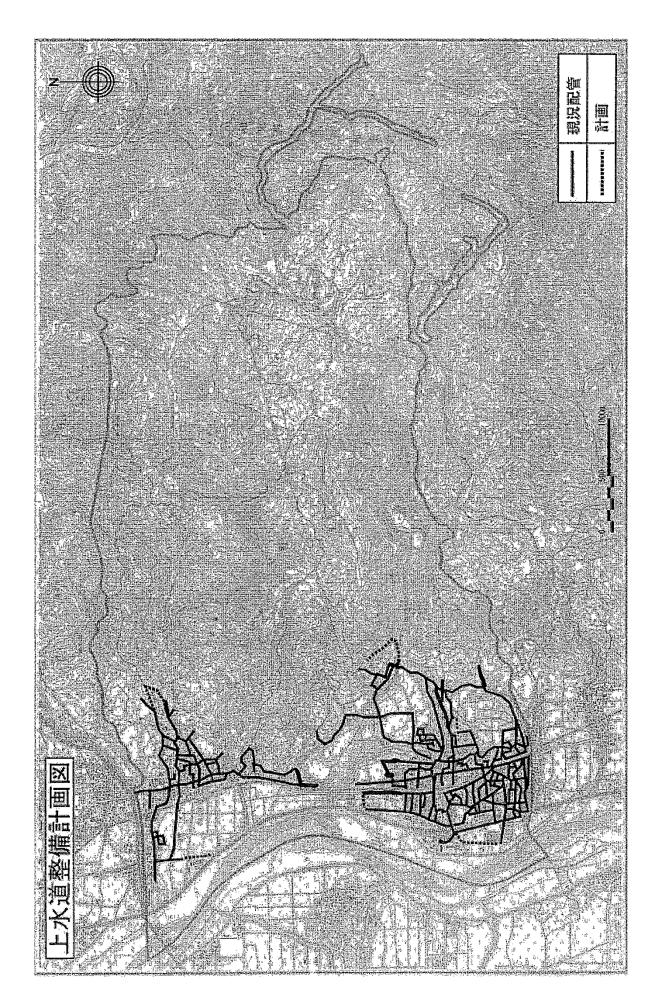
1. 現状

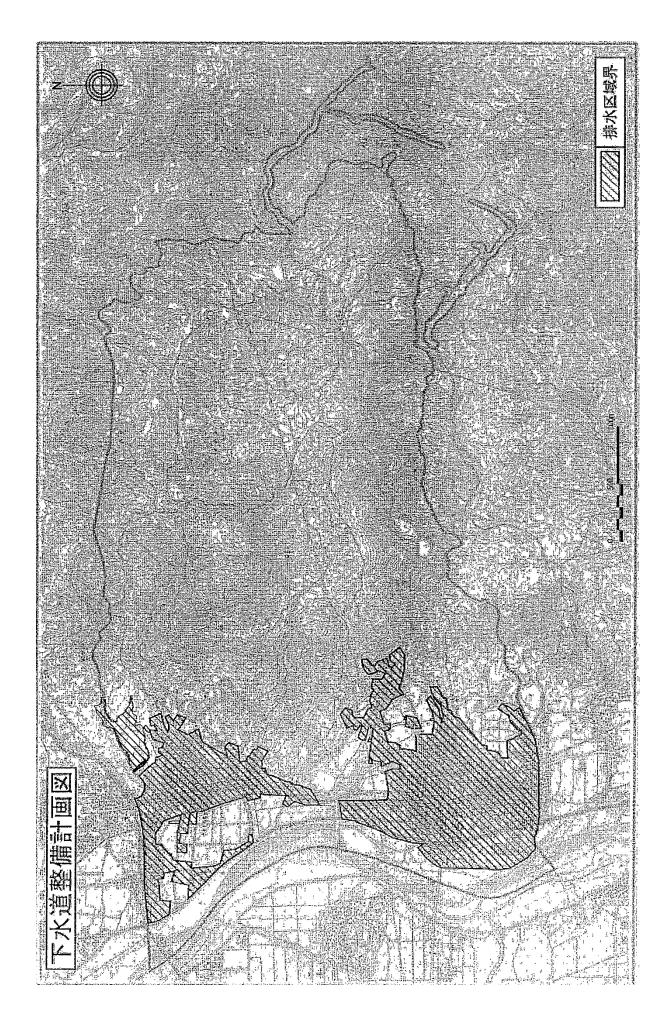
本町の下水道は、木津川流域下水道の関連公共下水道として整備が進められており、 平成4年3月末より一部の地域において供用されている。

2. 計画の方針

今後の整備推進に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)」に準じるなど、適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。

さらに、整備済みの区域においては、既設管等の事前調査を実施し、必要に応じて 改修を行い下水道施設の安全化を推進する。





4-5 通信施設防災計画

1. 現状

地震災害時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で電信電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害による通信施設の被害を最小限にとどめ、また通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備を整備している。

(1) 局舎

- ア. 関東大震災級の地震に耐えられる耐震設計となっている。
- イ. 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター、防水扉を設置 している。
- (2) 局舎内設備
 - ア. 局舎内に設備する電話交換機、電信、無線、電力等の機器は、振動による倒壊 損傷を防止するための、補強工事を行っている。
 - イ. 災害により商用電源が停電した場合でも予備エンジン、蓄電池、移動電源車、 携帯発電機等の配備により、電源が確保されるようにしてある。
- (3) 局舎外設備
 - ア. 地下ケーブル
 - (ア) 耐震性の高いとう道(通信ケーブル占用)の建設を行い、逐次地下ケーブル をこれに収容していくようにする。
 - (イ) マンホール、とう道内のケーブルの固定化を実施している。
 - イ. 橋梁添架ケーブル
 - 二次的災害の被害を想定して耐火防護、耐震補強を実施している。
 - ウ. 架空ケーブル

隣接構造物に対しての防護および影響を考慮して地下化を促進している。

工. 可搬無線

通信回線の応急回線用として可搬無線を常備している。

才. 非常用電源

NTT西日本等は局内設備用として予備エンジン等を常備しているほか、主要 地域に移動電源車および携帯発動発電機を配備している。

2. 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による故障が発生 した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、西日本電信 電話株式会社の実施する一般通信施設予防計画について定める。

3. 計画の内容

- (1) 電気通信設備を確保するための諸施策
 - ア.公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化 と回線の分散収容を促進する。
 - イ、通信が途絶するような最悪な場合でも各支店等前には最小限の通信ができるよ

- うに臨時公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- ウ. 市町村指定の避難場所等へ、一般公衆通信の使用に供する臨時公衆電話を設置 する。
- エ. 震災による孤立地帯対策として、移動無線車および可搬無線機等を主要地域に 配備する。
- オ. 架空ケーブルは震災による二次災害(火災)に比較的弱いので、地下化の望ま しい区間は地下化を推進する。
- カ. 局前等の主要箇所について、耐震・耐火性の強いとう道へのケーブル収容を促進する。
- キ. 主要支店等相互間の通信途絶防止のため、有無線の併用および有線の多ルート 化を図る。
- ク. 電信電話用交換設備、電力設備、その他局内設備の倒壊を防止するために支持 金物等で補強する。
- ケ. 商用電源が停電した場合の給電設備として、予備エンジン等を常設しているが 更に移動電源車、携帯発動発電機の増備・増強を行う。
- コ. 防災の観点から設備管理を強化し、弱体設備を段階的に補強取替を行う。
- サ. 平素から災害復旧用資材を確保しておく。

(2) 防災訓練

災害予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう次に掲げる訓練を定期または随時実施する。なお部外の防災機関と共同して訓練を実施する。

- ア. 気象に関する情報伝達訓練
- イ. 災害時における通信そ通訓練
- ウ. 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- エ. 消防および水防の訓練
- オ. 避難および救助訓練

第5節 鉄道施設防災計画

1. 現状

JR西日本は、建造物について設計上の耐震性は十分考慮しているが、部分的には 老朽化のための補強、補修を必要とする施設が現れてきている。そのため、必要に応 じ取替補強、補修を実施している。また、軟弱地盤、地盤沈下及び諸種の環境変化に ついても特段の注意をはらっている。

2. 計画の方針

JR西日本施設の災害防止は列車運転の安全確保を確立するに必要な線路諸設備の 実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

3. 計画の内容

- (1) 施設の点検計画
 - ア. 構造物の保守点検

構造物(トンネル、橋梁、路盤等)の保守点検は、「JR西日本の社内規定」に基づいて定期点検をおこなう。

- イ. 軌道の保守点検
 - 軌道については、「JR西日本の社内規定」に基づき保守点検をおこなう。
- ウ. 建物、停車(留)場設備の保守点検

建物、停車(留)場設備については、定期検査、随時検査により保守点検をお こなう。

エ. 電気関係設備の点検整備

電気関係設備については、「JR西日本の社内規定」に定める検査基準に基づいて点検整備をおこなう。

(2) 施設の補修、補強計画

各施設の保守検査の結果、補修を要する場合はその都度補修補強を行う。

(3) 通信連絡網の点検整備計画

通信連絡網の現況および点検整備計画は次のとおりである。

ア. 列車無線装置

運転指令室と列車との列車無線による通話 運転指令室から各駅へは、列車無線モニターによる連絡

イ. 超短波無線装置

運転指令室または通信区と緊急車(無線自動車)との通話

ウ. 業務用鉄道電話

JR西日本全部門相互の通話

工. 運転(貨物)指令電話

運転(貨物)指令室と駅、区との通話

オ. 電気指令電話 電気指令室と電気各区との通話

カ. 保安電話

電気各区の相互間及び電気指令室間の通話

キ. NTT西日本電話

本社ならびに主要駅、区、場に設備された外部との連絡

ク. その他

上記のほかに現業の局部的専用電話設備として次の設備がある。

- (7) 駅間連絡電話
- (4) 構內連絡電話
- (ウ) 沿線電話
- (エ) 高声電話

上記各通信施設の点検整備については「JR西日本の社内規定」による。

(4) 職員に対する防災教育訓練計画

風水害、地震等の災害に関する知識、災害時の出動体制・初動措置要領、心構え 等について、毎年、春・秋の全国火災予防運動、防災の日(9月1日)等を重点に 教育訓練を実施し、その徹底を期する。

(5) 旅客に対する広報計画

旅客に対し、災害に関する一般知識と防災思想の普及徹底を図るために関係機関と緊密な連絡をとり、平素から広報を実施して、震災等の災害時における乗客の避難誘導が円滑におこなわれるよう配慮する。

第6節 危険物等保安計画

1. 現状

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設(製造所、貯蔵所及び取扱所という。以下「危険物製造所等」という。)は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、危険物規制事務も困難を極めている。

2. 計画の方針

危険物、高圧ガス、その他特殊物品による災害を未然に防止するための対策について定める。

3. 計画の内容

- (1) 危険物の予防対策
 - ア. 危険物製造所等の整備改善及び保安
 - (ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法令による技術上の基準に適合 して維持されるよう指導監督する。
 - (イ) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵及び取り扱いは、消防法令による 技術上の基準に従って行うよう指導する。
 - (ウ) 立入検査を適時実施し、危険物の貯蔵取り扱いが適正に実施されているか、 消火設備、警報設備等が緊急の際に使用できるか検査を行う等、現地において 強力な行政指導を行う。
 - (エ) 危険物製造所等の所有者等に、危険物保安監督者又は危険物取扱者を選任させ施設の自主検査の励行を指導し、消防法令の技術上の基準に適合するよう維持管理させる。
 - (オ) 危険物製造所等の所有者等に、従業員に危険物の取り扱い等に関する保安教育を実施するよう指導する。
 - (カ) 危険物製造所等の所有者等に、自衛消防隊の設置を強力に進めるとともに、 訓練等の実施により消火技術の向上を図るよう指導する。
 - (キ) 災害時における通報体制の整備を図るよう指導する。
 - イ. 危険物等の屋外タンクの不等沈下対策

危険物類の屋外タンクの著しい不等沈下(タンク最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1をこえるもの)によるタンクの破損防止をするとともに、 万一の油流出に備え、次の事項について指導する。

- (ア) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火 設備等について定期点検の実施
- (4) 著しい不等沈下のある屋外タンクは貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- (ウ) 二重防油堤設置の検討
- (エ) 異常事態発生時における応急体制と緊急通報体制の確立

- (オ) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
- (カ) 応急資器材の備蓄(中和剤、油吸着剤、消火剤、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等)

(2) 高圧ガス対策

ア. 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵施設整備等の位置、構造、設備が高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の規定に適合するよう維持管理の徹底を指導する。

イ. 災害発生時のガス漏れ防止措置

高圧ガス製造施設、貯槽等の破損によるガス漏れを最小限に止めるよう緊急遮断措置をあらかじめ講じておくか、あるいはその体制を整えておく。

ウ. 火災予防対策

高圧ガス施設は、貯槽・タンク等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置(不燃ガスの場合)を完備しておくこと。

工. 保安指導

- (ア) 事業所に対する保安検査、立入検査を定期又は随時実施し、法令に定める基準を維持するよう指導するとともに、基準不適合の事業所については監督行政庁に報告し法令の維持管理を図る。
- (イ) 各事業者の自主点検、従事者の保安教育、防災訓練等の実施により自主防災 体制の確立強化を図る。

(3) 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ 製造、輸入、または販売はできない。毒物劇物営業者(製造業等)及び届出を要す る業務上取扱者(青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキ ル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業) は、取扱責任者を置き、貯蔵設備(場所)を備え、貯蔵所の表示をすることになっ ている。

ア. 予防対策

災害時の流出、飛散等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

- (ア) 表示による貯蔵場所の明示
- (イ) 貯蔵設備、方法の確立
- (ウ) 在庫数量の常時把握
- (エ) 応急資器材の備え付け
- (オ) 貯蔵場所の検討
- (カ) 事故に対する応急措置及び管理組織体制の確立

イ. 対策の内容

アの事項を徹底するための内容は、次のとおりである。

- (ア) 貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法及び旋錠設備を確立するよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、更に堅固な設備を設置するよう指導する。
- (4) 災害発生時の流出、飛散等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。
- (ウ) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれの ある貯蔵施設は、移転等、安全が確保されるよう指導する。

[危険物施設一覧表]

区分	NO.	施設の名称	所 在 地	危険物 の種別	貯蔵量 (リットル)
屋内貯蔵所	1	市場金糸㈱ アイ・コーティング㈱	大字多賀小字東北河原33	第4類第1石油類 第4類第2石油類 第4類第3石油類 アルコール類	1, 920 20 17. 4 28
屋外タンク貯蔵	2	イフジ産業㈱	大字井手小字合薮3-1	第4類第3石油類	15,000
所	3	関西パック㈱	大字井手小字藪尻 1	第4類第3石油類	30,000
地下タンク貯蔵	4	井手町合藪ポンプ場	大字井手小字合藪地内	第4類第3石油類	15,000
所	5	五洋パッケージ㈱	大字井手小字中川55	第4類第3石油類	19, 500
	6	京都やましろ農業協同 組合井手町支店茶工場	大字多賀小字墓ケ平7-1	第4類第3石油類	10,000
	7		大字井手小字橋ノ本 4の1	第4類第2石油類	20,000
給油取扱所 (自家給油取扱 所を含む)	7	旬 辻本石油店	大字井手小字橋ノ本 2の4	第4類第1石油類 第4類第2石油類 第4類第3石油類	40,000 20,000 2,000
	5	五洋パッケージ㈱	大字井手小字中川55	第4類第1石油類 第4類第2石油類	10, 000 10, 000
	8		大字井手小字南玉水22	第4類第2石油類	9,600
	9	山城自動車教習所	大字多賀小字西北河原49	第4類第1石油類 第4類第2石油類	4,000 6,000
一般取扱所	4	井手町合藪ポンプ場	大字井手小字合藪地內	第4類第2石油類 第4類第3石油類	300 9, 100
	5	五洋パッケージ㈱	大字井手小字中川55	第4類第3石油類	5,867
	7	 (有)	大字井手小字橋ノ本 4の1	第4類第2石油類	6,000
	10	大西商店	大字井手小字柏原68	第4類第2石油類	10,000
	11	丸山商店	大字井手小字南猪ノ阪61	第4類第2石油類	10,000
	2	イフジ産業㈱	大字井手小字合薮3-1	第4類第3石油類	3, 353

区 分		施設の名称	所 在 地	貯蔵量 (K)
LPG取扱所	12	篠田プロパン商会	大字多賀小字茶臼塚7	880
	13	松尾商店	大字井手小字下川28-1	2,000
	14	森川燃料店	大字井手小字南玉水36-3	820
	10	大西商店	大字井手小字柏原68	2, 430
	15	中田商店	大字井手小字柏原20	600
	11	丸山商店	大字井手小字南猪ノ阪61	4, 490
	16	京都やましろ農業協同組合プロパンガス倉庫	大字井手小字東垣内	2,900

(資料:京田辺市消防署(井手分署))



第7節 防災営農対策計画

1. 計画の方針

この計画は、農作物等についての災害予防事業の計画的推進と防災的見地からの営 農指導についてその方法等を定める。

なお、各作物別、災害別の予防対策は、「京都府地域防災計画 第2編 第11章 防災 営農対策計画」によるものとする。

2. 風水害予防対策

本町の農作物は、水稲、果樹、野菜、茶、たけのこ等であり、それぞれの風水害の 予防対策を計画的に推進するものとする。

3. 晩霜と低温障害予防対策

本町の農作物について、それぞれ晩霜と低温障害の予防対策を計画的に推進するものとする。

4. 干害予防対策

本町の各農作物に干害発生のおそれのある場合、その予防対策を計画的に推進するものとする。

◇◆ 第7章 火災予防計画 ◇◆

第1節 火災予防計画

1. 計画の方針

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため、 火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

2. 計画の内容

(1) 出火の防止

火災予防運動をはじめとする各種集会等において、広報紙等を通じて出火防止に 関する知識・技術の普及を図る。

消防団等自主防災組織の協力を得て、一般家庭における消火器具等の普及と取り扱い方の指導を行う。

木造住宅密集地域等、火災時において類焼・延焼のおそれの大きい地域については、特に出火防止、出火時における初期消火等の知識・技術の普及に努める。

火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線等を通じて火災予防を周知徹 底させる。

(2) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法 第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の 関係者に対し、防火訓練、防災知識の習得・研修が十分行えるように指導する。

第2節 林野火災予防対策計画

1. 計画の方針

林野火災の発生原因は、ほとんど人為的なものである。従ってこの予防対策のため、 関係機関は次の対策を講ずる。

2. 計画の内容

(1) 気象の情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるもので、京田辺市消防署 (井手分署)及び関係機関は、気象予警報を的確に把握し、予防に万全を期するも のとする。

(2) 巡回監視

林野火災発生の危険の大きい期間(春季、秋季)においては、火災発生危険区域を重点に、警戒活動を強化し、火災の予防早期発見に努めるとともに、火災警報及び火災注意報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

(3) 入山者等に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等、入山者の不注意によるもの又は火入れ等、 林内作業によるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置するも のとする。

ア. 入山者等に対する措置

林野関係者はハイキング、山菜採取等の入山者による、タバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

- (ア) 火気取扱い注意の標識等を設置し防火意識を喚起する。
- (イ) みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。
- (ウ) 観光関係者に対する防火思想の啓発を図る。
- イ. 火入れ作業等に対する措置

火入れしようとする者は、町長の許可をうけたのち防火の設備をし、隣接する 山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。

町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示すること。

(4) 林野火災消防対策

町及び京田辺市消防署(井手分署)は、平常時より次の事項に留意し林野火災発生の際には関係機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものとする。

- ア. 消防組織の整備
- イ. 林野火災消火訓練
- ウ. 消火資器材の整備

◇◆ 第8章 情報通信連絡網の整備計画 ◇◆

第1節 情報連絡通信網の整備

1. 計画の方針

大規模な災害時には、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難勧告等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、情報通信技術の発達を踏まえ、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

現在、防災行政無線施設があり、この施設・設備の充実を図るとともに、情報化の 進展に伴う衛星通信システムなどの新たな情報通信システムにも対応できるようにす る。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹 底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置を図る。

2. 防災行政無線施設の整備

災害現場と災害対策本部との情報伝達のために、固定局と移動系防災行政無線が設置されている。平常時から使用方法について学んでおき、災害時に全職員が有効活用できるようにしておく。また、関係機関及び避難場所等との連携を密にするため、移動局の増設を図る。

[防災行政無線の配置]

使用機器:パナソニックシステムネットワークス株式会社

EA-2350B

周 波 数:260MHz

	基 地 局	
設置場所	井手町役場総務課	
呼出名称	役場統制台	
出 力(W)	1 0 W	
	中継局	
設置場所	井手小学校有王分校	
半[固定型無線装置	
設置場所	多賀保育園	
	携帯型無線装置	
設置箇所数	30台	
	井手小学校	1台
	多賀小学校	1台
	泉ヶ丘中学校	1台
	玉川保育園	1台
設置場所	自然休養村管理センター	1 台
	いづみ人権交流センター	1台
	消防団	7台
	区長会	12台
	予備	5 台
	車 載 用 無 線 装 置	
設置箇所数	1 4 台	
設置場所	消防団ポンプ自動車	11台
	公用車	3 台

(資料:総務課)

3. 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。

これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非 常通信連絡系統に加わることができるものである。

また、情報収集要員などの確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2節 町・防災機関等の非常通信

1. 計画の方針

災害時に予想される通信混乱に際して、町から府災害対策本部への通信連絡系統を 確立し、また、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

2. 井手町

災害時に本町から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告などが不能もしくは 困難になった場合には、次の非常通信経路に従って通信連絡を行う。

[井手町非常通信経路]

総 信頼度	非 常 通 信 経 路
A	井手町役場 京都府(災害対策課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	——— 無線区間 ····································

3. 防災機関等

無線を整備している防災関係機関並びに「京都地区非常通信協議会」の構成機関は、 町及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障が ない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 被害状況等の通信に関すること。
- (3) 応援もしくは支援要請に関すること。
 - (4) その他、災害に関して緊急を要すること。

◇◆ 第9章 防災救助施設等整備計画 ◇◆

第1節 消防施設整備計画

1. 計画の方針

本町の消防は、京田辺市消防署(井手分署)と井手町消防団によって行われており、 消火活動とともに、災害時における救助・救援活動の中心となる組織である。消防計 画に沿って、施設・設備の充実を図り、災害時における被害の拡大防止等に努める。

2. 計画の内容

(1) 消防力等の増強

社会情勢の進展に伴う井手町域の都市構造の変化に対処できるよう消防力等を増強するため年次計画により整備する。

ア. 施設整備

町の施設、資器材の現有勢力(国の示す消防力の基準により算定したもの)は、別に定めるとおりであるが、これ等消防力を増強するため、年次計画により整備する。なお、京田辺市消防署については、京田辺消防署基本計画により整備促進を図る。

イ.整備点検

施設及び資器材の整備点検は、通常点検及び特別点検により行う。

ウ. 調査計画

町は、消防機関と共同して災害に対して、適切な防ぎょ活動を行うことができるよう定期又は随時に消防地理、消防水利及び災害危険区域を調査し、この結果に基づき、全般的な災害防ぎょ計画を作成する。

(ア) 消防地理調査

消防活動をするための地形、建物、道路、河川等の状況の変化について、定期的に調査を実施し、この結果に基づいて消防機器の配備を行う。

(イ) 消防水利調査

管内の消火活動に必要な消火栓、貯水池等の消防用水利の状況の変化について定期的に調査を実施する。

(ウ) 災害危険区域等の調査

木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス、山崩れ、崖崩れ発生 予想箇所等、災害発生に際し、拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層 建物、大規模木造建物等の特殊建物について調査し、これらの地域及び建物を 災害危険区域(又は重要区域)に指定し、定期又は臨時に立入検査を行い、態様 の変化を把握する。

(2) 消防団の育成と施設・設備の充実

本町の消防団は2つの分団があり、地域の消防・水防活動を担っている。消防団は、地域の自主的な防災活動の核となる組織・団体であり、その育成を図るとともに、消防ポンプ等の消防施設・設備の充実に努める。

[消防機器材の配置]

(平成28年1月現在)

部 名	消防ポンプ自動車	防火水槽	消火栓
本部	消防自動車CD-1級1台 小型高圧送水ポンプ1台	_	_
第1分団第1部	小型動力ポンプB3級1台	10(2)	54
第 2 部	II	18(7)	48
第3部	II	4(1)	35
第4部	2 台	7	22
第 5 部	II	6	41
第7部	IJ	5(5)	24
第2分団第1部	II	7	25
第2部	II .	1(1)	20
第3部	II .	3	26
第4部	II .	6(2)	21
計 10 部	小型動力ポンプB3級11台	67 (18)	316
京田辺市消防署 井 手 分 署	消防車1台,救急車1台,広報車1台	_	_

(資料:総務課)

※()内は事業所内の防火水槽設置数を表す。

第2節 水防施設整備計画

1. 計画の方針

この計画は、洪水等による災害を警戒防ぎょし、これによる被害を軽減するための活動として水防活動を行う上で必要な施設・設備、資器材等の整備を図るものである。

本町の水防は、消防団が水防事務を処理することとなっており、消防施設整備と一体となって水防施設等の整備を推進する。

2. 計画の内容

本町は、次により施設及び資器材を備えておくものとする。

ア. 水防倉庫

町内に3箇所設置している。

[水防倉庫一覧表]

名	称	設置場所	面積	管理者	担当機関
井手町役場	水防倉庫	大字井手小字南玉水	19.8 m²	井手町	第1分団
井手地区水防倉庫		大字井手小字南猪ノ阪	$14.5\mathrm{m}^2$	井手町	"
多賀地区水	防倉庫	大字多賀小字西南組	14. 5 m²	井手町	第2分団

(資料:総務課)

イ. 資器材

資器材の数量は、以下のとおりである。

[水防用資器材備蓄数量一覧表]

			単	十二叶仉坦	十七季区	夕加业区		
項		目		井手町役場	井手地区	多賀地区	合	計
			位	水防倉庫	水防倉庫	水防倉庫	ы ғ	ΗΙ
	木材(丸太、杭含む	⑤)1m~2m	本	5	129	102		236
水	IJ	$2\mathrm{m}\!\sim\!3\mathrm{m}$	本		49			49
防資	IJ	$3\mathrm{m}\!\sim\!4\mathrm{m}$	本		20			20
材	鉄杭		本			45		45
	コンパネ		枚	12		33		45
	掛矢(丁)		丁	10		6		16
	三矢(丁)		丁			1		1
水	蛸づち(丁)		丁			1		1
///	スコップ(丁)		丁	10		6		16
防	のこぎり(丁)		丁	15				15
	かま(丁)		丁	15				15
器	可搬式ポンプ(台)		台	2				2
材	救命胴衣		着	20				20
1/1	救命ボート		艘		1	1		2
	コンプレッサー		台	7	1	1		9
	土のう袋		袋	1000				1000

(資料:総務課)

第3節 救援物資等整備計画

1. 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資器材を平常時から十分検 討整備し、各資器材の機能を有効に発揮できるようにする。

生活必需品等については、井手町商工会との協定及び京都やましろ農業協同組合の協力により、物資の確保に努める。

災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が 困難なものは備蓄によるものとする。

2. 計画の内容

(1) 災害対策本部活動に必要な備蓄資器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資器材については、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

- (2) 飲料水等
 - ア. 配水池の耐震化を進め、配水池における飲料水の備蓄を図る。
 - イ. 可搬式浄水器を整備し、緊急時の飲料水の確保を行う。
 - ウ. 各家庭における飲料水等の備蓄を促進する。
- (3) 生活物資の備蓄
 - ア. 災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を 基本としつつ、町はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄 品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。
 - イ. 町は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する 取組(ローリングストック)等を活用するなどして、家庭等において3日分(7 日分以上が望ましい)の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう 広報啓発する。
 - ウ. 備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。
 - エ. 町は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる食料、飲料水その他の 必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄す る。
- (4) 物資の供給協力体制

井手町商工会と締結した「災害時における物資の供給協力に関する協定」に基づき、円滑に物資の供給ができるよう保有状況等の情報交換に努め、災害時に備える。 また、物資供給事業者等とこれまで締結している物資協定を順次更新する。

(5) 防疫、衛生用資器材

仮設トイレ、消毒用・ねずみ族昆虫駆除用の薬剤などの防疫用資器材は、衛生課 が調達保管し、災害の状況に応じ即時調達できるよう計画しておくものとする。

[備蓄倉庫]

設置場所	所 在 地
井手地区備蓄倉庫	大字井手小字南猪ノ阪
多賀地区備蓄倉庫	大字多賀小字西南組

(資料:総務課)

[備蓄数量一覧表]

(平成28年1月現在)

備蓄品目	備蓄数量	備考(仕様)
1. 乾パン	192食	
2.アルファ米	2,400食	240kg
3. 浄水装置	1基	
4. 給水タンク	5台	1 台500 👯
5. 保存水	1,2840	
6. 救急医療薬品	1	段ボール1箱
7. ハンドマイク	6台	
8. テント	16張	
9. バケツ	50個	
10. ブルーシート	5枚	
11. チェーンソー	6台	

◇◆ 第10章 医療体制整備計画 ◇◆

1. 計画の方針

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、救急医療体制の充実等を図る とともに、綴喜医師会の協力を得て救護所開設等の体制づくりを進める。

2. 計画の内容

- (1) 救急医療体制の整備
 - ア. 災害時の救急医療のための施設・設備、体制等の整備を図る。
 - イ. 救急医療に関する総合的なシステムの整備を、消防本部等と一体となって推進 する。
 - ウ. 災害時における医薬品等の需要に対応できるよう、医薬品等の備蓄を充実する。
- (2) 災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療助産活動を担う綴喜医師会とは、災害時の救護活動に関する協定を 結んでおり、災害時に協定に沿った体制・活動ができるよう、防災訓練等を通じて 体制を確立しておく。

医薬品等の確保について、町内の薬局等と協定を結ぶことを推進する。

[医療施設、薬局一覧表]

○医療施設

名称	所 在 地	電話番号	診療科目
岡林医院	大字井手小字里 2-1	0774 (82) 2057	内・小児
水野クリニック	大字多賀小字内垣内10	0774 (82) 2262	内・小児
後藤田歯科医院	大字井手小字南玉水48-2	0774 (82) 5262	歯・小児歯
池内皮膚科医院	大字井手小字橋ノ本10	0774 (82) 5511	アレルギー・皮膚

○薬局

名	称	所	在	地		電話番号
多賀調剤薬局		大字多賀小字内垣内4 0774		0774 (99) 4780		

(資料:保健センター)

◇◆ 第11章 避難等に関する計画 ◇◆

1. 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、町は、災害の危険がある区域にいる住民が命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、指定避難所の指定等、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

2. 避難の周知徹底

町長、水防管理団体等関係機関は、避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方や、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

町等は、地震災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「井手町避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難所までたどりつけない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン(避難計画)の作成を支援する。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

町は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報等に関するガイドライン」 を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごと に警戒レベルに対応したとるべきひな行動がわかるように周知する。 このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

3. 避難計画

(1) 地域防災計画で定める事項

災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避 難計画を作成しておく。

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響をおよぼす重大な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者者(及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者)の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別避難計画策定等の避難誘導体制の整備について定めるものとする。

- 1 避難指示等を伴う基準及び伝達方法
- 2 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難地への経路及び誘導方法
- 4 避難地開設に伴う被災者救護措置に関する事項
- 5 避難地の管理に関する事項
- 6 広域避難地等の整備に関する事項
- 7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- 8 孤立する恐れのある地区の対策に関する事項
- 9 避難所運営マニュアルの整備

(2)屋内での退避安全確保措置

既に浸水などが始まっている夜間などで、足元が良く見えないなど屋外に出るとかえって危険な場合、屋内での待避等の安全確保措置の指示を町長が発令する。住民は自宅の安全な場所や近隣の2階以上の場所等へ避難し、身の安全を確保する。

(3)避難指示等の判断・伝達マニュアル

町長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、

どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の 共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

イ. 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難 指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水 想定地区域の理解を促す。

ウ. 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に避難指示等発令の判断基準を定める。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

エ. 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文 例を作成する。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

オ. 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に 連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

(4)被災住民の受入れ手続きの代行要請

東日本大震災を超える人的・物的被害をもたらす大規模災害が発生し、都道府県 や市町村の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となった場合 に備えて、国に対し、被災住民の受入れ手続きの代行を要請する。

4. 指定避難所等の整備

本町における避難所は、8施設を指定する。

これらの施設については、災害時に避難所として機能できるように、安全性の面で再度点検・診断等を行い、必要に応じて施設の補強・改修等を推進する。

なお、京都府立井手やまぶき支援学校については、開校次第、避難所として指定する。さらに、避難所の収容力を高めるため、各地区において新たに公民館の避難所増設について検討を行う。

なお、指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

5. 新型インフルエンザ等感染者発生に備えた対策

町は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住 地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう、防災部局と保 健福祉部局が連携し、関係機関との調整を進める。

6. 避難路の整備

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、避難路を指定するとともに、その整備を図る。また、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を図る。

7. 防災広場の整備

住宅密集地等における延焼防止、災害時の一時緊急避難場所及び自主防災組織の防災基地等としての機能を有する防災広場等の避難収容力を高めるため、防災広場、防災空地の緊急避難場所としての指定を検討する。また、公民館等の緊急避難所としての指定を検討する。

防災広場の整備にあたっては、耐震性貯水槽、災害時用トイレ、ソーラー型照明装置、炊き出しベンチ、備蓄倉庫等の設置を検討する。

[井手町における避難所一覧]

No.	名 称	所 在 地	電話番号	面積	収容可能	対象地区
NO.	有 你 ————————————————————————————————————			(m^2)	人員(人)	
1	多賀小学校	大字多賀小字内垣内20	0774 (82) 2112	391	240	多賀全域
2	有王分校	大字田村新田小字有王13	0774 (82) 4412	51	35	有王
3	自然休養村管理センター	大字井手小字二本松2-1	0774 (82) 4333	430	260	上井手・高月
4	玉川保育園	大字井手小字玉ノ井47	0774 (82) 2153	190	115	水無
5	老人福祉センター「玉泉苑」	大字井手小字東前田23	0774 (82) 3499	103	60	石垣
6	井手小学校	大字井手小字野神38	0774 (82) 2119	420	255	石垣・北
7	京都府立山城勤労者福祉会館	大字井手小字大塚99-35	0774 (82) 3639	1,432	870	上井手・高月
8	山吹ふれあいセンター	大字井手小字二本松3-1	0774 (82) 5700	148	90	上井手・高月

(資料:総務課)

- 注)災害の内容、被害の状況等に応じ上記以外の公共施設等(泉ヶ丘中学校、いづみ人権交流センター、老人福祉センター「賀泉苑」、多賀保育園、いづみ保育園、自然休養村サブセンター)を避難所として開設する。
- 注) 災害発生状況、避難者の収容状況に応じて、対象地区内の避難者を、対象地区外の避難所 に誘導する場合がある。

8. 避難所の開設・運営管理等

- (1) 避難所の開設及び閉鎖は町長が行い、学校長等施設管理者は、避難所の運営管理を行う。
- (2) 災害時には、極めて混乱した中で避難行動を行うため、平常時から広報活動、訓練等により、避難所の所在、避難路について住民に周知徹底する。
- (3) 避難計画は、火災、崖崩れ等災害により、適切な避難経路及び避難場所を設定し策定するものとする。

9. 避難所における良好な生活環境の確保

東日本大震災時の避難所において、被災者の心身機能低下や様々な疾患の発生・悪化がみられ、また多くの高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が避難所の構造問題や他者との関係等から、自宅で生活を余儀なくされた教訓を踏まえ、発災時に避難所における良好な生活環境が確保されるよう(災害基本法第86条の6の指針)平時から備える。

10. 広域避難

町は、町の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。

町は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

町は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

町は、域内の指定避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

11. 広域一時滞在

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

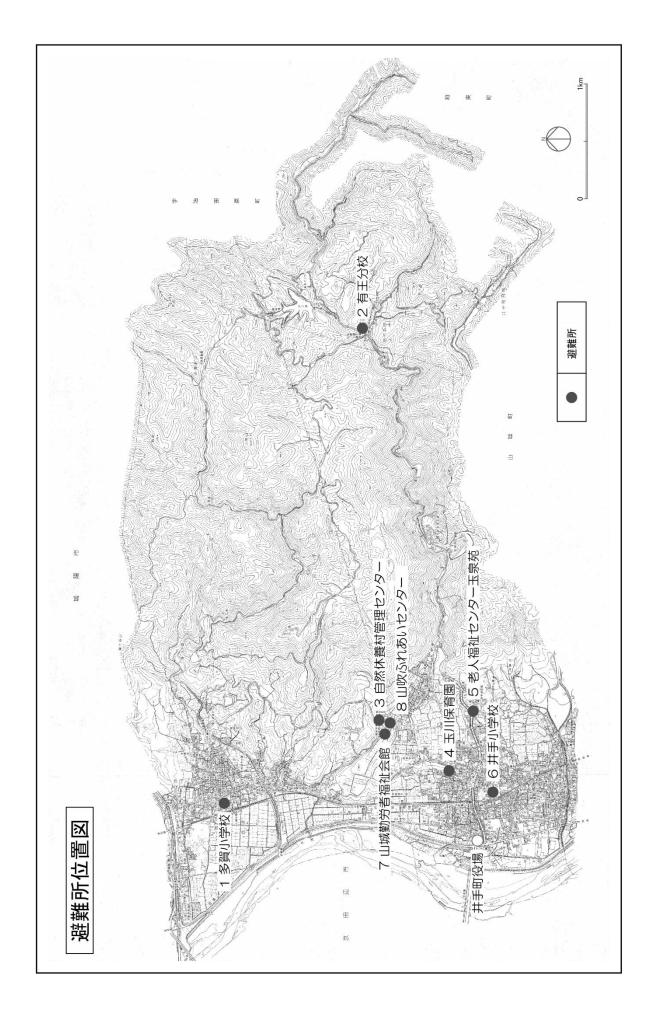
町は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供 を要請する。

12. 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。

町は指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

また、車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前 調整する。



第12章 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人の支援体制整備計画



1. 計画の方針

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等における災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。このため、要配慮者を災害から保護するため、町長が「避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成し、消防機関や民生児童委員等の地域の支援者との間で情報共有する。

町は、要配慮者の所在情報(氏名、住所、要配慮者の区分等)を把握するほか、その実情に応じ、民生児童委員の協力もしくは本人・家族の申し出により「要配慮者避難支援名簿」を整備し、定期的に更新する。また、必要に応じ、井手町社会福祉協議会や自治会等の協力を求めるものとする。

なお、所在情報の収集にあたっては、プライバシー等に配慮し、本人・家族の十分な理解を求めながら行うとともに、個人情報の漏えい防止のための措置を図る。

また、災害時には、避難支援等関係者の安全確保に留意する。

2. 計画の内容

(1) 社会福祉施設における予防対策

非常災害時において利用者の安全を確保するため、予防対策として、次の事項を 行うものとする。

- ア. 消防法等により整備を必要とする防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備を図るものとする。
- イ. 職員及び利用者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する など自主防火管理体制の整備に努めるものとする。
- ウ. 災害時における利用者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。

[井手町における社会福祉施設]

名称	所 在 地
老人福祉センター「賀泉苑」	大字多賀小字帽子田26-3
老人福祉センター「玉泉苑」	大字井手小字東前田23
いづみ人権交流センター	大字井手小字段ノ下37-1
玉川保育園	大字井手小字玉ノ井47-1
多賀保育園	大字多賀小字庵垣内63
いづみ保育園	大字井手小字段ノ下39-2

(資料:住民福祉課)

(2) 要配慮者に係る支援体制の整備

町は、避難所のユニバーサルデザイン化や介助に必要な人員の確保、または社会 福祉施設や宿泊施設との協定締結により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の 避難生活の支援に努める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を 図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、 避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作 成を進める。

(3) 避難行動要支援者対策

ア. 避難行動要支援者名簿の作成

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者 名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについても本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、「介護者の有無」、「盲導犬の利用」、「手話可能」、「要約筆記必要」等可能な限り実践的に活用できるよう工夫する。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲としては、次のとおりとする。

- ①65歳以上の高齢者(ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方)
- ②介護が必要な方(要介護3・4・5)
- ③障がいのある方(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級)
- ④上記以外で災害時に自力での避難が困難な方

イ. 個別避難計画の作成

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画)という)を作成するよう努める。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン(避難計画)又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ. 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置に ついて定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人(及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者)の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実効性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講ずる。

(4) 要配慮者の安全確保

町は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル(点字版を含む。)の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。

町は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の 安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

町は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが 避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進 する。

町は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

(5) 要配慮者の生活確保

町は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物 資の確保に努める。

町は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設等との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

(6) コミュニティ、ボランティア等の育成

要配慮者の支援活動の中心となるのはヘルパー等の福祉活動に従事している者や近隣の地域住民であり、ボランティア組織・自治会等地域組織である。これらの組

織・コミュニティの育成に努める。

- (7) 外国人、観光客等への配慮
 - ア. 外国語、絵文字などによる誘導標識 避難所等への誘導標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にも わかるように努める。
 - イ. 防災マップの掲示 公共施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。
 - ウ. 防災パンフレットの配布 外国人居住者に対して外国語による防災パンフレットの作成・配布を検討する。

◇◆ 第13章 防災知識普及計画 ◇◆

1. 計画の方針

本町の防災関係の各機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独又は共同して個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う府民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画するものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2. 計画の内容

災害による被害を軽減するためには、町、府及び防災関係機関はもとより、個人や 家庭(自助)の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、 企業、団体等(共助)における防災の担い手として活動する人材を育成する。

また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

(1) 職員に対する防災研修

井手町地域防災計画が適確有効に活用されるよう、各機関の職員研修等を利用し、 機会を得て防災に対する職員の教育を実施するものとする。

(2) 学校等における防災教育

町は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。 各学校においては、地震・防災に関する指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や 地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の 精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災 教育の実施に努める。

ア. 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、強化、道徳、学級活動、ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害に関する基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

イ. 教職員に対する教育

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害防災に関する専門 的知識のかん養及び応急処置等の技能の向上を図る。

(3) 防災リーダーの養成

ア. 地域、企業、団体等(共助)における防災の担い手として活動する防災リーダーを養成するため、その組織に対応した講座を実施するものとする。

イ.大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の要請を図る。

(4) 一般住民に対する啓発

各関係機関は、単独又は他機関と共同して、講習会等の催しを行い、一般住民の 啓発に努める。

(5) 印刷物による普及

各関係機関は広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

町が作成した洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ等を住民に配布し、定期 的に内容の見直しを行い、見直した場合はその都度配布する。

(6) 映画等による普及

気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

(7) 報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して普及広報を行うよう努める。

(8) 記念事業による普及

防災の日(防災週間)、防災とボランティア日(防災とボランティア週間)、火災 予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等各種防災強調運動を契機として防災の知 識普及に努める。

(9) 社会教育等を通じての普及

ア. 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及

イ. PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集 会等を通じての普及

ウ. その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(10) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

(11) 緊急地震速報の普及・啓発

(12) バリアフリー化

視聴覚障がい者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

◇◆ 第14章 防災訓練·調査計画 ◇◆

第1節 防災訓練計画

1. 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の 有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、住民、自 主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める ものとする。

2. 計画の内容

- (1) 総合防災訓練
 - ア. 防災関係機関が協議して、定期的に実施するものとする。
 - イ. 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
 - ウ. 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるととも に気象、雨量状況、震災規模等を設定する。
 - エ. 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟 を図るよう努める。

オ. その他細部については協議のうえ決定する。

(2) 地区別訓練

町内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

(3) 図上訓練

町内各地区の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて各地区ごとに図上訓練を実施するものとする。

(4) 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟の ための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

(5) 学校等における防災訓練

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第2節 防災調査計画

1. 計画の方針

町内における河川、ため池、山くずれ並びに宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

2. 計画の内容

(1) 防災パトロール

町長が実施責任者となり、町並びに府の防災担当責任者及び警察等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してはその対策を検討し、関係者に必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、防災担当責任者が行い、関係機関の協力を求める。

(2) 被害想定規模の調査

風水害、土砂災害等被災要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防、 応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

◇◆ 第15章 自主防災組織整備計画 ◇◆

1. 計画の方針

本町における住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高 揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育 成強化について必要な事項を定める。

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている 自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

2. 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の 把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難 場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン(避難計画)の作成、 防災訓練の実施、火気使用設備危機等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動 を実施する。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

3. 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、井手町地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

4. 地域における取組

(1) 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座 談会、講演会等の開催に積極的に取り組むものとする。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

ア. 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、井手町の実情に応じた適正な規模の地

域を単位として、組織の設置を図るものとする。

- (ア) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- (イ) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

イ. 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくためには、町において自主 防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資器材及び防災訓練等に対する 指導、助言等を行うものとする。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育 成に努めるものとする。

ウ. 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (ア) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握 するとともに、対策を講じておくこと。
- (イ) 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- (ウ) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時 系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。(特に、土砂災害警戒区域があ る地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等)
- (エ) 地城住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
- (オ) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (カ) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。
- (キ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資器材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (ク) 避難場所(指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。)、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (ケ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (コ) その他自主的な防災に関すること。

5. 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として井手町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、井手町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内

の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めると きは、井手町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6. 企業等防災対策の促進

災害の多いわが国では、自治体はもちろん、企業、住民が協力して災害に強いまちを作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

(1) 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割 (従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携)を十分に認識し、 各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作 成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、 飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に 従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に 協力するよう努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、京都府等とも連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

(2) 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、学校等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

ア. 対象施設

- (ア) 中高層建築物、学校等多数の者が利用又は出入りする施設
- (イ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- (ウ) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止に あたることが効果的であると認められる施設
- (エ) 複合用途施設 利用 (入居) 事業所が共同である施設
- (オ) 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる 施設

イ. 組織活動要領

対象施設を管理する権限を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ウ. 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

- (ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること
- (イ) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること
- (ウ) 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと
- (エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹 底、点検整備に関すること
- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること
- (カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること
- (キ) 地域住民との協力に関すること
- (ク) その他防災に関すること
- (3) 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における 一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具 等の備蓄に努める。

また、学校等多数の者が利用又は出入りする施設においては、帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

(4) 災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(5) 災害時の企業等の事業継続

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

町及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や府、関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

◇◆ 第16章 ボランティアの活動環境の整備 ◇◆

1. 計画の方針

大規模な災害の発生時には、国内、国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力を必要とする。そのため、町は、府、京都府社会福祉協議会、町社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動分野の需要の把握や受け入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

2. 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、町(災害対策本部)の連携・支援が必要となることから、町との関係を明確にする必要がある。

- (1) 町は、ボランティアの自主性を尊重するものとする。
- (2) ボランティアの受け入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティアで組織する調整機関(以下「ボランティア調整機関」という。)の自主性を尊重するものとする。
- (3) 町は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行うものとする。

3. 平常時の連携

災害時に迅速に、ボランティア調整機関が機能し、自主的に活動できるようにする ためには、平常時からボランティア組織と連携し、災害時にボランティア調整機関が 円滑に組織化されるようにボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるように住民意識の高揚を図る。

また、災害時には、町とボランティアとが相互に協調しあえることが必要であり、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。 さらに、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録について検討する。

- ・町内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
- 住民組織
- 企業労働団体
- 学校
- 一般ボランティア
- (1) 受け入れ窓口の整備

各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとするものの受け入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、平常時から連絡調整を行う。

(2) 事前登録

町は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

(3) 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 活動支援体制の整備

町は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を斡旋若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。